

○経済産業省令第×××号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令  
（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第一条 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章（略）	目次 第一章（略）

---

第二章 (略)

第一節 (略)

第二節 料金の算定(第六条―第十九条)

(削る)

(削る)

第三章 届出料金の算定(第二十条―第二十二

条)

(削る)

---

第二章 (略)

第一節 (略)

第二節 料金の算定

第一款

みなし小売電気事業者(沖縄電力株式  
会社を除く。)の特定小売供給約

款に係る料金の算定(第六条―第十  
九条)

第二款

沖縄電力株式会社の特  
定小売供給約  
款に係る料金の算定(第二十条―第  
三十三条)

第三章 届出料金の算定

第一節 みなし小売電気事業者(沖縄電力株式

(削る)

第四章 燃料費調整制度(第二十三条・第二十四

条)

附則

第一章 総則

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)、電気事業法(以下「法」という。)、

会社を除く。)の特定小売供給約款に係る届出料金の算定(第三十四条―第三十六条)

第二節 沖縄電力株式会社の特小売供給約款

に係る届出料金の算定(第三十七条―第三十九条)

第四章 燃料費調整制度(第四十条・第四十一

条)

附則

第一章 総則

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)、電気事業法(以下「法」という。)、

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。）及び電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「会計規則」という。）において使用する用語の例による。

2 (略)

(営業費の算定)

第三条 事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等抛出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。）及び電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「会計規則」という。）及び電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第一百九号。以下「電源線省令」という。）において使用する用語の例による。

2 (略)

(営業費の算定)

第三条 事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等抛出金費、廃棄物処理費、特

物処分費、消耗品費（沖縄電力株式会社（以下

「沖縄電力」という。）にあつては、その一般送

配電事業等（一般送配電事業及び発電事業（その

一般送配電事業の用に供するための電気を発電

し、又は放電するものに限る。）をいう。以下同

じ。）を行うために沖縄電力が使用する電気に係

る費用に相当する額を除く。以下同じ。））、修繕

費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害

保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、

原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係

費、養成費、研究費、諸費（特定抑制依頼に係る

費用を除き、沖縄電力にあつては、自らが行う電

気の供給に係る接続検討料（系統接続に係る検討

定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利

使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、

原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃

炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成

費、研究費、諸費（特定抑制依頼に係る費用を除

く。以下同じ。））、貸倒損、固定資産税、雑税、

減価償却費、固定資産除却費、廃炉抛出金費、共

有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸

方）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用

を含み、再生可能エネルギー電気の利用の促進に

関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。

以下「再生可能エネルギー電気特措法」とい

う。）第十六条の規定により一般送配電事業者及

に際して発生する検討料をいう。）、契約超過金及び違約金に相当する額を含む。以下同じ。）、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉抛出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含む。以下この条及び第六条において同じ。）、非化石証書購入費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を

び配電事業者が認定事業者（再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。）より調達する電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気に係るものを除く。以下この条、第六条、第八条及び第二十条において同じ。）、非化石証書購入費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を

算定し、様式第一第一表及び様式第二第一表により営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならぬ。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

- 一 役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費及び雑給 実績値及び法第二十九条の規定による届出をした供給計画（以下単に「供給計画」という。）等を基に算定した額

二六（略）

七 固定資産税、雑税及び事業税 地方税法（昭

算定し、様式第一第一表及び様式第二第一表により営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならぬ。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

- 一 役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給 実績値及び法第二十九条の規定による届出をした供給計画（以下単に「供給計画」という。）等を基に算定した額

二六（略）

七 固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業

---

和二十五年法律第二百二十六号)その他の税に  
関する法律に定めるところにより算定した額

八〇十 (略)

十一 法人税等 自己資本報酬の額(次条第二項

第一号の規定により算定された事業者及び特別  
関係事業者(同号に定める特別関係事業者をい  
う。)のレートベースの額の合計額に、次条第  
四項第一号の規定により算定された自己資本報  
酬率の百分の三十を乗じて得た額から、法第十  
八条第一項又は第五項による事業者又は特別関  
係事業者(一般送配電事業者であるものに限

---

税 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六  
号)、電源開発促進税法(昭和四十九年法律第  
七十九号)その他の税に関する法律に定めると  
ころにより算定した額

八〇十 (略)

十一 法人税等 発行済株式(自己株式を除

く。)の数及び一株当たりの配当金額を基に算  
定した配当金並びに会社法(平成十七年法律第  
八十六号)に定めるところにより算定した利益  
準備金を基に法人税法、地方法人税法及び地方  
税法(道府県民税及び市町村民税の法人税割に  
限る。)により算定した額

---

る。)の直近の託送供給等約款の認可、認可の申請又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令(令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。)第九条第二項の規定により算定された事業者又は当該特別関係事業者のレポートベースの額の合計額に、同条第四項第一号の規定により算定された自己資本報酬率の百分の三十を乗じて得た額を差し引いて得た額に、次条第二項第三号の規定により算定された割合を乗じて得た額をいう。)を基に法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)及び地方税法(道府

---

県民税及び市町村民税の法人税割に限る。)に  
より算定した額

(事業報酬の算定)

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬  
の額を算定し、様式第一第二表並びに様式第二第  
二表及び第三表により事業報酬総括表及び事業報  
酬明細表を作成しなければならない。

2 電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分  
類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般  
送配電事業等に係る電気事業報酬の額を減じて得  
た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とす  
る。

(事業報酬の算定)

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬  
の額を算定し、様式第一第二表又は第三表並びに  
様式第二第二表から第四表までにより事業報酬総  
括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係  
る事業報酬明細表を作成しなければならない。

2 電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分  
類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般  
送配電事業等(一般送配電事業及び発電事業(そ  
の一般送配電事業(最終保障供給を行う事業を除  
く。)の用に供するための電気を発電し、又は放

---

一 事業者及び特別関係事業者（事業の譲渡し又は分割により事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）及び当該者又は事業者を子会社とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まない者をいう。以下同じ。）の特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、

---

電するものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る電気事業報酬の額を減じて得た額とする。

一 特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産（以下「レートベース」という。）の額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額

---

---

特定投資、運転資本及び繰延償却資産（以下

「レートベース」という。）の額の合計額に、

第四項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額

二 法第十八条第一項又は第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可、認可の申請又は届出に当たり、算定省令第九条第二項の規定により算定された電気事業報酬の額

三 事業者及び特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の

---

二 レートベースであつて一般送配電事業等に係るものの額の合計額に第六項の規定により算定される一般送配電事業の報酬率を乗じて得た額

（新設）

占める割合

(削る)

3 前項の規定にかかわらず、事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の全部若しくは一部の譲渡しがあり、又は事業者について分割（小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があつた場合における電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額（事業者の営む一般送配電事業の全部の譲渡し又は事業者についての分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。）がないときは前項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電

---

気事業報酬の額)を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 事業者及び特別関係事業者(事業の譲渡し又は分割により事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者(当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。)及び当該者又は事業者を子会社とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まない者をいう。以下同じ。)のレートベースの額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得

---

---

た額

二 改正法附則第九条第一項又は法第十八条第一項若しくは第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）  
第九条第二項又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号。以下「旧託送

---

---

3|

次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第

一 第二表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～五 (略)

六 運転資本 営業資本の額（前条第一項に掲げ

る営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費

---

料金算定規則」という。）第五条第二項の規定

により算定された電気事業報酬の額

三| 事業者及び特別関係事業者（発電事業者であ

るものに限る。）のレートベースの額の合計額

のうち、事業者のレートベースの額の合計額の

占める割合

4|

次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第

一 第二表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～五 (略)

六 運転資本 営業資本の額（前条第一項に掲げ

る営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費

---

---

(核燃料減損額及び核燃料減損修正損(又は核燃料減損修正益(貸方))に限る。)、諸費

(排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。)、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費(リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却費のうちの除却損、原子力廃止関連仮勘定償却費、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。 ) 及び貯蔵品(火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原

---

(核燃料減損額及び核燃料減損修正損(又は核燃料減損修正益(貸方))に限る。)、諸費

(排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。)、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費(リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却費のうちの除却損、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。 ) 及び貯蔵品(火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他貯蔵品の

---

則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。)を基に算定した額

4| 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一 (略)

二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人及び事業の譲渡し又は分割により当該法人の営む発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者(当該譲り受け、又は承継した発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。)であつて金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項

年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。)を基に算定した額

5| 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一 (略)

二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

---

(同条第五項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))及び同法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する有価証券報告書を提出している者の有利子負債額の実績額に依りて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率

(削る)

---

6 | 一般送配電事業の報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一 | 自己資本報酬率 全ての一般送配電事業者たる法人(当該法人を子会社とする会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この項において同じ。)を除く全産業の自己資本利益率

---

---

の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（全ての一般送配電事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率

二 他人資本報酬率 直近の一定期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率に、過去の一定期間における全ての一般送配電事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率から当該期間における国債、地方債等公社債の利回

---

(控除収益の算定)

第五条 事業者は、控除収益として、他社販売電源料、電気事業雑収益(沖縄電力にあつては、一般送配電事業等に係るものを除く。以下同じ。)、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益(以下「控除収益項目」という。)の額の合計額を算定し、様式第一第三表及び様式第二第四表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

りの実績率を控除して得た率を加重平均して算定した率を加えて得た率

(控除収益の算定)

第五条 事業者は、控除収益として、他社販売電源料(再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気の料金を除く。第六条、第八条及び第二十条において同じ。)、託送収益(接続供給託送収益を除く。以下同じ。)、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益(以下「控除収益項目」という。)の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなけ

2 (略)

第二節 (略)

(削る)

(原価等の整理)

第六条 事業者は、第三条第一項に規定する営業費項目、第四条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再

ればならない。

2 (略)

第二節 (略)

第一款

みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る料金の算定

(原価等の整理)

第六条 事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下この款において同じ。）は、第三条第一項に規定する営業費項目、第四条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、給料手当、

---

処理等抛出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉抛出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として前節の規定により算

---

給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等抛出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉抛出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、

---

---

定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生的主要原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。

一 水力発電費（沖縄電力にあつては、離島等供給に係る費用（以下「離島等供給費」とい

う。）及び離島等供給費以外の費用（以下「非離島等供給費」という。）のうちの電気の周波数の値の維持、接続供給及び電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流

---

法人税等及び電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生的主要原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。

一 水力発電費

---

の調整並びに揚水式発電設備における揚水運転及び蓄電設備の運用（当該設備の建設及び維持管理に要する一切の費用を含む。）、電気の電圧の値の維持並びにその発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備の維持であつて離島以外の指定旧供給区域に係るものに係る費用（以下「アンシラリーサービス費」という。）を除く。以下同じ。）

二 火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。ただし、沖縄電力にあつては、離島等供給費及びアンシラリーサービス費を除く。以下同じ。）

---

二 火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）

---

三 (略)

四 新エネルギー等発電等費（沖縄電力にあつては、離島等供給費及びアンシラリーサービス費を除く。以下同じ。）

五 販売費（沖縄電力にあつては、離島等供給費及び非離島等供給費のうち的一般送配電事業等に係るものを除く。以下同じ。）

六 一般管理費等（一般管理費、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬をいう。）

2～5 (略)

6 事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電

三 (略)

四 新エネルギー等発電等費

五 販売費

六 一般管理費等（一般管理費、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬をいう。以下同じ。）

2～5 (略)

6 事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電

---

源項目（他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。第八条において同じ。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。第八条において同じ。）をいう。以下この節において同じ。）として、第三条又は前条の規定により算定された額を、発生 of 主な原因及び発電原動力の種類を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に整理される額に、それぞれ、第三項の規定により水力発電費、火力発電費、新エネ

---

源項目（他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。第八条において同じ。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。第八条において同じ。）をいう。以下この款において同じ。）として、第三条又は前条の規定により算定された額を、発生 of 主な原因及び発電原動力の種類を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に整理される額に、それぞれ、第三項の規定により水力発電費、火力発電費、新エネ

---

---

ルギー等発電等費及び原子力発電費に整理された  
第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項  
目及び購入販売電源項目ごとに、総水力発電費、  
総火力発電費、総新エネルギー等発電等費及び総  
原子力発電費に整理しなければならない。

第八条 事業者は、前条の規定により整理された送  
配電非関連費（需要家費及び一般販売費を除く。  
以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目  
及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる  
基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配  
電非関連費（以下「送配電非関連固定費」とい  
う。）及び販売電力量によって変動する送配電非  
関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）

---

ルギー等発電等費及びに整理された第一次整理原  
価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販  
売電源項目ごとに、総水力発電費、総火力発電  
費、総新エネルギー等発電等費及び総原子力発電  
費に整理しなければならない。

第八条 事業者は、前条の規定により整理された送  
配電非関連費（需要家費及び一般販売費を除く。  
以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目  
及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる  
基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配  
電非関連費（以下「送配電非関連固定費」とい  
う。）及び販売電力量によって変動する送配電非  
関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）

---

に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

ただし、火力発電費であつて、大気汚染防止法

(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電非関連費については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一〜三 (略)

2・3 (略)

(需要等の算定)

第九条 事業者(沖縄電力を除く。以下この項から

第六項までにおいて同じ。)は、送配電非関連需

に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

ただし、火力発電費であつて、大気汚染防止法

(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電非関連費(以下「環境対策費」という。)については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一〜三 (略)

2・3 (略)

(需要等の算定)

第九条 事業者は、送配電非関連需要(当該事業者

が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この款

---

要（当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。）及び特定需要（以下「二需要種別」という。）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一～五 （略）

2・3 （略）

4 事業者は、送配電非関連需要について、第一項又は第二項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

---

において同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。以下この款において同じ。）及び特定需要ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一～五 （略）

2・3 （略）

4 事業者は、送配電非関連需要について、第一項又は第二項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

---

- 
- 5 事業者は、送配電非関連需要について、前項各
- 一 二需要種別の最大電力を合計した値のうちに二需要種別ごとの最大電力の占める割合
  - 二 二需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合
  - 三 二需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合
  - 四 二需要種別の発受電等量を合計した値のうちに二需要種別ごとの発受電等量の占める割合

- 
- 5 事業者は、送配電非関連需要について、前項各
- 一 非特定需要及び特定需要の最大電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合
  - 二 非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合
  - 三 非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合
  - 四 非特定需要及び特定需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電等量の占める割合

号の規定により算定された割合を基に、二需要種別ごとに、同項第一号の割合に二を、同項第二号の割合に〇・五を、同項第三号の割合に〇・五を、同項第四号の割合に一を乗じて得た値の合計の値を、四で除して得た値を算定しなければならない。

6 事業者は、送配電非関連需要について、第一項第五号又は第二項の規定により算定された値を基に、二需要種別の口数を合計した値のうち非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合を算定しなければならない。

7 前六項の規定は、沖縄電力に準用する。この場合において、第一項中「事業者（沖縄電力を除

号の規定により算定された割合を基に、非特定需要及び特定需要ごとに、同項第一号の割合に二を、同項第二号の割合に〇・五を、同項第三号の割合に〇・五を、同項第四号の割合に一を乗じて得た値の合計の値を、四で除して得た値を算定しなければならない。

6 事業者は、送配電非関連需要について、第一項第五号又は第二項の規定により算定された値を基に、非特定需要及び特定需要の口数を合計した値のうち非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合を算定しなければならない。

(新設)

---

く。以下この項から第六項までにおいて同じ。」とあるのは「沖縄電力」と、同項及び第二項中「当該事業者」とあるのは「沖縄電力」と、第一項中「高圧需要」とあるのは「高圧需要（特定需要を除く。）」と、「及び特定需要」とあるのは、「特定高圧需要（高圧需要である特定需要をいう。以下同じ。）」及び特定低圧需要（低圧需要である特定需要をいう。以下同じ。）」と、同項及び第四項から第六項まで中「二需要種別」とあるのは「三需要種別」と、第二項から前項まで中「事業者」とあるのは「沖縄電力」と、第三項中「様式第六」を「様式第六の二」と読み替えるものとする。

---

(需要種別への配分等)

第十条 事業者は、第七条の規定により整理された需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、二需要種別又は三需要種別ごとに、配分することにより整理しなければならない。

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 (略)	前条第五	(略)
-------	------	-----

(需要種別への配分等)

第十条 事業者は、第七条の規定により整理された需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理しなければならない。

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 (略)	前条第五	(略)
-------	------	-----

二 (略)	
又は同条 項第四号 前条第四	項又は同 条第七項 において 読み替え て準用す る同条第 五項の規 定により 算定され た値
(略)	

二 (略)	
の規定に 項第四号 前条第四	項の規定 により算 定された 値
(略)	

三 (略)	
前条第六 項又は同 条第七項	第七項に おいて読 み替えて 準用する 同条第四 項第四号 の規定に より算定 された割 合
(略)	

三 (略)	
前条第六 項の規定 により算	より算定 された割 合
(略)	

において	読み替え	て準用す	る同条第	六項の規	定により	算定され
た割合						

第十一条 (略)

2 (略)

3 事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、

前項の規定により整理された送配電非関連固定費の額を、第九条第五項又は同条第七項において読

定された	割合

第十一条 (略)

2 (略)

3 事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前

項の規定により整理された送配電非関連固定費の額を、第九条第五項の規定により算定された値に

み替えて準用する同条第五項の規定により算定された値により配分し、追加固定費に整理しなければならぬ。

第十二条 (略)

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならぬ。

一 (略)	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当	(略)
----------	--	-----

より配分し、追加固定費に整理しなければならぬ。

第十二条 (略)

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならぬ。

一 (略)	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該	(略)
----------	--	-----

	<p>該送配電非関連固定費の合計額に占める割合</p>	
<p>二 (略)</p>	<p>第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合</p>	<p>(略)</p>
<p>三 (略)</p>	<p>第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合</p>	<p>(略)</p>

	<p>送配電非関連固定費の合計額に占める割合</p>	
<p>二 (略)</p>	<p>第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合</p>	<p>(略)</p>
<p>三 (略)</p>	<p>第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合</p>	<p>(略)</p>

第十三条 事業者は、期間原価等項目のうち、第五条の規定により電気事業雑収益及び預金利息として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一～三 (略)

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 (略)	第十条から第十二条ま	(略)
-------	------------	-----

第十三条 事業者は、期間原価等項目のうち、第五条の規定により電気事業雑収益及び預金利息（以下「第一次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一～三 (略)

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 (略)	第十条から第十二条ま	(略)
-------	------------	-----

	二 (略)
<p>での規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合</p>	<p>第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合</p>
	(略)

	二 (略)
<p>での規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合</p>	<p>第十条から第十二条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合</p>
	(略)

三 (略)	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	(略)
----------	--	-----

第十四条 事業者は、期間原価等項目のうち、第三

条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一～三 (略)

三 (略)	第十条から第十二条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	(略)
----------	---	-----

第十四条 事業者は、期間原価等項目のうち、第三

条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）（以下「第二次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一～三 (略)

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 (略)	第十条から前条までの規定により整理された <u>二需要種別又は三需要種別</u> ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	(略)
二 (略)	第十条から前条までの	(略)

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 (略)	第十条から前条までの規定により整理された <u>非特定需要及び特定需要</u> ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	(略)
二 (略)	第十条から前条までの	(略)

	三 (略)
<p>規定により整理された 二需要種別又は三需要 種別ごとの送配電非関 連可変費の当該送配電 非関連可変費の合計額 に占める割合</p>	<p>第十条から前条までの 規定により整理された 二需要種別又は三需要 種別ごとの需要家費の 当該需要家費の合計額 に占める割合</p>
	(略)

第十五条 事業者は、送配電非関連費のうちの総追

	三 (略)
<p>規定により整理された 非特定需要及び特定需 要ごとの送配電非関連 可変費の当該送配電非 関連可変費の合計額に 占める割合</p>	<p>第十条から前条までの 規定により整理された 非特定需要及び特定需 要ごとの需要家費の当 該需要家費の合計額に 占める割合</p>
	(略)

第十五条 事業者は、送配電非関連費のうちの総追

---

加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費として、第十一条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加需要家費の合計額を、二需要種別又は三需要種別ごとに整理しなければならない。

第十六条 事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要又は特定二需要種別（特定高压需要及び特定低压需要をいう。以下同じ。）について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一～三 (略)

(供給区域別料金の決定等)

---

加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費として、第十一条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加需要家費の合計額を、非特定需要及び特定需要ごとに整理しなければならない。

第十六条 事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一～三 (略)

(供給区域別料金の決定等)

---

第十八条 料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前条の規定により整理された総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費の合計額（以下それぞれ「特定需要原価等」又は「特定二需要種別原価等」という。）と原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入が一致するように設定されなければならない。

2 事業者は、特定需要原価等又は特定二需要種別原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定需要原価等又は特定二需要種別原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。なお、法第十七条の二第

---

第十八条 料金は、特定需要の前条の規定により整理された総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費の合計額（以下「特定需要原価等」という。）と原価算定期間における特定需要の料金収入が一致するように設定されなければならない。

2 事業者は、特定需要原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。なお、法第十七条の二第一項に規定する経済産業省令で定める期間（以下「算

---

一項に規定する経済産業省令で定める期間（以下「算定期間」という。）内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあつては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

3～5 (略)

6 事業者は、原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係

---

定期間」という。）内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあつては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

3～5 (略)

6 事業者は、原価算定期間における特定需要の料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定

る値の予測値により算定しなければならない。

7 事業者は、第一項に規定する特定需要原価等又は特定二需要種別原価等と前項により算定した原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入を整理し、様式第八により特定需要原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

(燃料費等の変動額認可料金の算定)

第十九条 事業者は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第二十一条又は第二十二条の規定により第二十条第一項各号又は第二十二条第一項各号に掲げる変動額

しなければならない。

7 事業者は、第一項に規定する特定需要原価等と前項により算定した原価算定期間における特定需要の料金収入を整理し、様式第八第一表により特定需要原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

(燃料費等の変動額認可料金の算定)

第十九条 事業者は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額

---

を算定し、かつ、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動に

---

定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた

---

---

より、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一 燃料費の変動額（社会的経済的事情の変動による改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に起因する変動額

---

特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一 燃料費の変動額（社会的経済的事情の変動による改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に起因する変動額

---

(以下「外生的燃料費等変動相当額」という。)に限る。以下この条において同じ。)

二 使用済燃料再処理等抛出金費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条において同じ。)

三 特定放射性廃棄物処分費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条において同じ。)

四 他社購入電源費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条において同じ。)

五 他社販売電源料の変動額(外生的燃料費等変

---

(以下「外生的燃料費等変動相当額」という。)に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。)

二 使用済燃料再処理等抛出金費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。)

三 特定放射性廃棄物処分費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。)

四 他社購入電源費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。)

五 他社販売電源料の変動額(外生的燃料費等変

---

動相当額に限る。以下この条において同じ。）

六 事業税の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

2 事業者は、前項各号に掲げる変動額について、

次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一 事業者は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定され

---

動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

六 事業税の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

2 事業者は、前項各号に掲げる変動額について、

次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一 事業者は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定され

た額（第二十一条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第二十一条第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額（同条第一項第一号に規定する石油石炭税変動相当額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

二 (略)

た額（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第三十五条第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額（同条第一項第一号に規定する石油石炭税変動相当額をいう。以下この項及び第三十三条第二項において同じ。）を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

二 (略)

---

三 事業者は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第二十一条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第二十一条第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四 事業者は、他社販売電源料の変動額として、

---

三 事業者は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第三十五条第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四 事業者は、他社販売電源料の変動額として、

---

特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により算定された額（第二十一条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第二十一条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五 (略)

3 (略)

---

特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により算定された額（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第三十五条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五 (略)

3 (略)

---

---

4 事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号又は同条第七項において読み替えて準用する同条第四項第四号の規定により算定した割合(この項の規定により配分した場合はその割合)により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5 事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、特定需要又は特定二需要種別ごとについて、様式第十一により特別送配電非関連費計算表を作成し、様式第十二により特別原価等集計表を作成しなければ

---

4 事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号の規定により算定した割合(この項の規定により配分した場合はその割合)により配分し、特別変動可変費に整理しなければ

5 事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、特定需要について、様式第十一により特別送配電非関連費計算表を作成し、様式第十二により特別原価等集計表を作成しなければならない。

ばならない。

6 料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第二十一条第六項又は第二十二条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十条第五項（三十七条第二の規定により準用する場合を含む。第三十七条第六項において同じ。）又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等又は特定二需要種別原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費、第二十一条第四項の規定により整理された特定変動可変費又は第二十二條第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電氣の使用形態、電氣の使用期間、電氣の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9 (略)

10 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められ

7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費、第三十六條第四項の規定により整理された特殊変動費又は第三十五條第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電氣の使用形態、電氣の使用期間、電氣の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9 (略)

10 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められ

---

た原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第二十一条第十項又は第二十二條第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 事業者は、第六項に規定する特別変動可変費

---

た原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第三十六條第十項又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 事業者は、第六項に規定する特別変動可変費

と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第二十一条第十一項又は第二十二条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十三により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

(削る)

と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第三十六条第十一項又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十三第一表により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第二款 沖縄電力株式会社の特定小売供

給約款に係る料金の算定

(原価等の整理)

(削る)

第二十条 沖縄電力は、期間原価等項目のうち、基礎原価等項目として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生的主要原因を勘案して、配分することにより整理しなければならぬ。ただし、一の発電所又は蓄電所内に存する発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る基礎原価等項目については、当該発電所又は当該蓄電所ごとの当該発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿

---

価額比を用いて発電等費、送電費、変電費及び配電費に配分することにより整理しなければならぬ。

一 水力発電費（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

二 火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいい、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

三 原子力発電費（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

---

---

四 新エネルギー等発電等費（新エネルギー等発電所又は蓄電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

五 送電費（発電所又は蓄電所内に存する送電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

六 変電費（発電所又は蓄電所内に存する変電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

七 配電費（発電所又は蓄電所内に存する配電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

八 販売費

九 一般管理費等

2 沖縄電力は、前項の規定により同項第九号に掲

---

---

掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、同項第一号から第八号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

3 | 沖縄電力は、第一次整理原価として、第一項の規定により同項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された基礎原価等項目及び前項又は第五項の規定により第一項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された、同項第九号に整理された基礎原価等項目を合計することにより、様式第三により部門整理表を作成しなければならない。

4 | 沖縄電力は、前項の規定により各部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法に

---

---

より整理し、様式第四の二により販売費整理表を作成しなければならない。

- 一 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電等費（以下「水力・火力・新エネルギー等発電等費」という。）の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第三表及び第四表に掲げる基準により、離島等供給に係る第一次整理原価（以下「離島等供給費」という。）及び離島等供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島等供給費」という。）に整理し、非離島供給費に整理された水力・火力・新エネルギー等発電等費の部門の第一次整理原価を、発生の主な原因に応じて、電

---

気の周波数の値の維持、接続供給及び電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整並びに揚水式発電設備における揚水運転及び蓄電設備の運用（当該設備の建設及び維持管理に要する一切の費用を含む。）  
、  
電気の電圧の値の維持並びにその発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができ  
る発電等設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）であつて離島以外の指  
定旧供給区域に係るものに係る第一次整理原価  
（以下「アンシラリーサービス費」という。）

---

---

及びアンシラリーサービス費以外の第一次整理原価（以下「非アンシラリーサービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

二 販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表、第二表及び第四表に掲げる基準により、離島等供給費及び非離島等供給費に整理し、離島等供給費及び非離島等供給費に整理された販売費の部門の第一次整理原価を、給電費、需要家費及び一般販売費に配分することにより整理しなければならない。

三 前号の規定により非離島等供給費のうちの給

---

電費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク給電費」という。）とネットワーク給電費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク給電費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

四 第二号の規定により非離島等供給費のうち需要家費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク需要家

---

費」という。)とネットワーク需要家費以外の  
第一次整理原価(以下「非ネットワーク需要家  
費」という。)に配分することにより整理しな  
ければならない。

五 第二号の規定により非離島等供給費のうち  
一般販売費に整理された第一次整理原価を、基  
礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二  
表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係  
る第一次整理原価(以下「ネットワーク一般販  
売費」という。)とネットワーク一般販売費以  
外の第一次整理原価(以下「非ネットワーク一  
般販売費」という。)に配分することにより整  
理しなければならない。

---

---

5 第二項及び前項の規定において、沖縄電力の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であつて、沖縄電力が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第二項及び前項の基準によらないことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならぬ。

6 沖縄電力は、期間原価等項目のうちの他社購入電源費、非化石証書購入費及び他社販売電源料（以下この款において「購入販売電源項目」という。）として第三条又は第五条の規定により算定された額を、発生の主な原因及び発電原動力の種類を勘案して、水力発電費のうちの離島供給費、

---

---

火力発電費のうちの離島供給費、新エネルギー等  
発電等費のうちの離島供給費、アンシラリーサー  
ビス費、水力発電費のうちの非アンシラリーサー  
ビス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサー  
ビス費、新エネルギー等発電等費のうちの非アン  
シラリーサービス費及び原子力発電費に配分する  
ことにより整理し、第二次整理原価として、水力  
発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力  
発電費のうちの非アンシラリーサービス費、新エ  
ネルギー等発電等費のうちの非アンシラリーサー  
ビス費及び原子力発電費に整理される額に、それ  
ぞれ、第四項第一号又は前項の規定により水力発  
電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発

---

---

電費のうちの非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電等費のうちの非アンシラリーサービス費に整理された第一次整理原価並びに第三項の規定により原子力発電費に整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごと（水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費及び購入販売電費のうち、非アンシラリーサービス費及び購入販売電源項目ごと）に、水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費の

---

---

(削る)

---

うちの総非アンシラリーサービス費及び総原子力発電費に整理しなければならない。

第二十一条 沖縄電力は、送配電非関連費として、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、前条第六項の規定により水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費及び総原子力発電費に整理された第二次整理原価、同条第四項第三号の規定により非ネットワーク給電費に整理された第一次整理原価、同項第四号の規定により非ネットワーク需要家費に整理された第一次整理原価並びに同項第五号の規定により非ネットワーク

---

---

ワーク一般販売費として整理された第一次整理原価を整理しなければならない。ただし、水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費に整理された第二次整理原価については、非アンシラリーサービス費及び購入販売電源項目ごとに整理しなければならない。

第二十二條 沖縄電力は、前条の規定により整理された送配電非関連費（非ネットワーク需要家費及び非ネットワーク一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、非アンシラリーサービス費、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごと

（削る）

---

に、次の各号に掲げる基準により、送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第五の二により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、環境対策費については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一 第八条第一項第一号に掲げる基礎原価等項目にあつては、送配電非関連固定費

二 第八条第一項第二号に掲げる基礎原価等項目及び購入販売電源項目にあつては、送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費

三 第八条第一項第三号に掲げる基礎原価等項目にあつては、送配電非関連可変費

---

---

2 | 沖縄電力は、前項第二号に掲げる基準について、沖縄電力の実情に応じた基準を定め、当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならぬ。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

3 | 第一項の規定において、沖縄電力の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であつて、沖縄電力が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第一項第一号及び第三号の基準によらないことができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

(需要等の算定)

---

(削る)

第二十三条 沖縄電力は、送配電非関連需要（沖縄電力が小売供給を行う場合の需要をいう。以下同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要（特定需要を除く。）及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。）、特定高圧需要（高圧需要である特定需要をいう。以下この項及び第三十条において同じ。）及び特定低圧需要（低圧需要である特定需要をいう。以下この項及び第三十条において同じ。）（以下この款において「三需要種別」という。）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一 最大電力

---

二 夏期尖頭時責任電力

三 冬期尖頭時責任電力

四 発受電等量

五 口数

2 第四項及び第六項の規定において、沖縄電力の実情に応じた値により算定することが適当である場合であつて、沖縄電力が当該値を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、前項各号の値によらないことができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該値を公表しなければならない。

3 沖縄電力は、第一項又は前項の規定により算定された値を基に、様式第六の二により送配電非関

---

---

連需要明細表を作成しなければならない。

4 沖縄電力は、送配電非関連需要について、第一項又は第二項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。  
い。

一 三需要種別の最大電力を合計した値のうち  
三需要種別ごとの最大電力の占める割合

二 三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した  
値のうち  
三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

三 三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した  
値のうち  
三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

---

---

四 三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電等量の占める割合

5 沖縄電力は、送配電非関連需要について、前項各号の規定により算定された割合を基に、三需要種別ごとに、前項第一号の割合に二を、同項第二号の割合に〇・五を、同項第三号の割合に〇・五を、同項第四号の割合に一を乗じて得た値の合計の値を、四で除して得た値を算定しなければなら  
ない。

6 沖縄電力は、送配電非関連需要について、第一項第五号又は第二項の規定により算定された値を基に、三需要種別の口数を合計した値のうちに三需要種別ごとの口数の占める割合を算定しなければ

---

ばならない。

(需要種別への配分等)

(削る)

第二十四条 沖縄電力は、第二十一条の規定により

整理された非ネットワーク需要家費の合計額、第

二十二条第一項又は第三項の規定により整理され

た送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合

計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞ

れ、次項に定めるところにより、三需要種別ごと

に、配分することにより整理しなければならな

い。

2 沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関

連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算

定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければ

ならない。

一 第二十二條第一項 又は第三項の規定に より整理された水力 発電費のうち総非 アンシラサービス ス費、火力発電費の うちの総非アンシラ サービス費、新 エネルギー等発電等 費のうち総非アン シラサービス 費、総原子力発電費	前条第五項 の規定によ り算定され た値	固有固 定費
---	-------------------------------	-----------

及び非ネットワーク 給電費ごとの送配電 非関連固定費のそれ ぞれの合計額		
二 第二十二條第一項 又は第三項の規定に より整理された水力 発電費のうちの総非 アンシラリーサービ ス費、火力発電費の うちの総非アンシラ リーサービス費、新 エネルギー等発電等	前条第四項 第四号の規 定により算 定された割 合	固有可 変費

(削る)

第二十五条 沖縄電力は、送配電非関連固定費、送

三 第二十一条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額	前条第六項の規定により算定された割合	固有非ネットワーク需要家費	費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれ
-----------------------------------	--------------------	---------------	---

配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費として、第二十条第四項第五号又は同条第五項の規定により整理された非ネットワーク一般販売費を、前条の規定により整理された送配電非関連固  
定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び  
非ネットワーク需要家費の合計額のこれらの合計  
額の合計額に占める割合により、配分することに  
より整理しなければならない。

2 沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非  
連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三  
需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分  
に整理しなければならない。

一 前項の規	前条の規定により整	追加固
--------	-----------	-----

<p>定により整 理された送 配電非関連 固定費の合 計額</p>	<p>理された三需要種別 ごとの送配電非関連 固定費の当該送配電 非関連固定費の合計 額に占める割合</p>	<p>定費</p>
<p>二 前項の規 定により整 理された送 配電非関連 可変費の合 計額</p>	<p>前条の規定により整 理された三需要種別 の送配電非関連可変 費の当該送配電非関 連可変費の合計額に 占める割合</p>	<p>追加可 変費</p>
<p>三 前項の規 定により整</p>	<p>前条の規定により整 理された三需要種別</p>	<p>追加非 ネット</p>

(削る)

理された非	の非ネットワーク需	ワーク
ネットワーク	要家費の当該非ネット	需要家
ク需要家費	トワーク需要家費の	費
の額	合計額に占める割合	

第二十六条 沖縄電力は、原価算定期間における接

続検討料（期間原価等項目のうち電気事業雑収益

として前節の規定により算定された額のうち、系

続接続に係る検討に際し発生する検討料をい

う。）に相当する額（以下「接続検討料相当額」

という。）を算定し、送配電非関連固定費に加え

る額として整理しなければならない。

第二十七条 沖縄電力は、期間原価等項目のうち、

第三条の規定により第一次追加項目として算定さ

(削る)

---

れた額を、第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第二十条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益として第三条又は第五条の規定により算定された額並びに総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2 沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第一次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分する

---

ことにより整理しなければならない。

一 第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費

二 第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連可変費

---

三 第二十四条及び第二十五条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 非ネットワーク需要家費

3 沖繩電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 前条及び前項第	第二十四条及び第二	追加固
五条の規定により整理	定費	

<p>一 号の規 定によ り 整理さ れ た送配 電 非関連 固 定費の 合 計額</p>	<p>された三需要種別ごと の送配電非関連固定費 の当該送配電非関連固 定費の合計額に占める 割合</p>	<p>二 前条及 び前項 第 二 号の規 定によ り 整理さ れ た送配 電</p>	<p>第二十四条及び第二十 五条の規定により整理 された三需要種別ごと の送配電非関連可変費 の当該送配電非関連可 変費の合計額に占める</p>	<p>追加可 変費</p>
---	---	--	--	-------------------

(削る)

の合計額	の合計額	追加非
需要家費	に占める割合	ワーク
トワーク	ーク需要家費の合計額	ネット
た非ネット	家費の当該非ネットワ	ワーク
整理され	の非ネットワーク需要	需要家
定により	された三需要種別ごと	ワーク
三号の規	五条の規定により整理	ネット
三 前項第	第二十四条及び第二十	追加非
計額	割合	
変費の合		
非関連可		

第二十八条 沖繩電力は、期間原価等項目のうち、  
 第三条の規定により第二次追加項目として算定さ

---

れた額を、第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第二十条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益として第三条又は第五条の規定により算定された額、総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額並びに算定省令第十条第三項又は旧託送料金算定規則第六条第二項の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しななければならない。

2 | 沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連費

---

に整理された第二次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一 第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費

二 第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合

---

---

計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連可変費

三 第二十四条から前条までの規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第二十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合 非ネットワーク需要家費

3 沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

---

<p>一 前項第一号の規定により整理された送配電</p>	<p>第二十四条から前条までの規定により整理された三需要種別ごとの送配電非関連固定費の合計額に占める割合</p>	<p>追加固定費</p>
<p>二 前項第二号の規定により整理された送配電</p>	<p>第二十四条から前条までの規定により整理された三需要種別ごとの送配電非関連可変費の合計額</p>	<p>追加可変費</p>

(削る)

非関連可 費の合計額に占める割	変費の合 計額	三 前項第 三号の規 定により 整理され た非ネッ トワーク 需要家費 の合計額	第二十四条から前条ま での規定により整理さ れた三需要種別ごとの 非ネットワーク需要家 費の当該非ネットワー ク需要家費の合計額に 占める割合	追加非 ネット ワーク 需要家 費
--------------------	------------	---	---	-------------------------------

第二十九条 沖縄電力は、送配電非関連費のうち

総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネット

(削る)

ワーク需要家費として、第二十五条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加非ネットワーク需要家費の合計額を、三需要種別ごとに整理しなければならぬ。

第三十条 沖縄電力は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、二需要種別（特定高圧需要及び特定低圧需要をいう。以下この款において同じ。）について、様式第七の二により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一 第二十四条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家

---

費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費 送配電非関連費

二 特定需要に应ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために沖縄電力が使用する電気（特定需要に应ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。以下同じ。）を、一般送配電事業者が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は一般送配電事業者が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の

---

---

規定による変更があつたときは、その変更後のもの)に基づき算定した額 送配電関連費

三 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額として、配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款(同項の規定による変更の届出があつたときは、当該届出がされたもの)に基づき算定した額 配電関連費

第三十一条 沖縄電力は、総固定費、総可変費、総需要家費及び送配電関連費として、第二十四条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費に、第二十九条の規定により整理された総追加固定費、総追加可

(削る)

---

変費及び総追加非ネットワーク需要家費をそれぞれ加えて得た額、前条第二号の規定により整理された送配電関連費並びに前条第三号の規定により整理された配電関連費を整理しなければならない。

2 | 沖繩電力の指定旧供給区域が複数の供給区域に分かれている場合、送配電関連費及び配電関連費の整理にあたっては、当該複数の供給区域ごとに整理しなければならない。

(供給区域別料金の決定等)

第三十二条 料金は、二需要種別ごとの前条の規定により整理された総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費の合計額（以下「需要種別

(削る)

---

原価等」という。)と原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入が一致するように設定されなければならない。

2 | 沖縄電力は、需要種別原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による需要種別原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあつては、第三十条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業

---

---

年度ごとの料金を設定しなければならない。

3 沖縄電力の指定旧供給区域が複数の供給区域に分かれている場合にあつては、当該複数の供給区域ごとの送配電関連費及び配電関連費の差異を勘案して当該複数の供給区域ごとに料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあつては沖縄電力の供給区域と同額の料金を設定することができる。

3 沖縄電力は、第二項で定めた基準（前項ただし書きに規定する合理的な理由がある場合にあつては、当該理由を含む。以下この項において同じ。）を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出な

---

---

ければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

5 | 沖縄電力は、第二項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

6 | 沖縄電力は、原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値

---

---

により算定しなければならない。

7 沖縄電力は、第一項に規定する需要種別原価等と前項により算定した原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入を整理し、様式第八第二表により需要種別原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

(燃料費等の変動額認可料金の算定)

第三十三条 沖縄電力は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出

(削る)

---

があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）

---

---

は、第二条から第五条まで及び第二十条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

- 一 燃料費の変動額
- 二 使用済燃料再処理等拠出金費の変動額
- 三 特定放射性廃棄物処分費の変動額
- 四 他社購入電源費の変動額
- 五 他社販売電源料の変動額
- 六 事業税の変動額

2 沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）

---

---

の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一 沖縄電力は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、第三十八条第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当

---

---

額を整理しなければならない。

二 沖縄電力は、使用済燃料再処理等拠出金費の変動額及び特定放射性廃棄物処分費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第三号及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

三 沖縄電力は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第

---

---

十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、第三十八条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。)を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四 沖縄電力は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により算定された額(第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定に

---

---

より変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、第三十八条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。)を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五 沖縄電力は、事業税の変動額として、前各号に掲げる方法により整理した変動額の合計額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

3 沖縄電力は、前項の規定により算定された特別変動額を送配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第十により、特別送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

---

---

4 沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十三条第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5 沖縄電力は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、二需要種別ごとについて、様式第十一により特別送配電非関連費計算表を作成し、様式第十二の二により特別原価等集計表を作成しなければならない。

い。

---

---

6 料金は、二需要種別ごとの前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、

---

---

電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8 | 沖縄電力は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9 | 沖縄電力は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金が

---

---

の設定の場合は、この限りでない。

10 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

---

11 沖縄電力は、第六項に規定する特別変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十三第二表により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならぬ。

### 第三章 届出料金の算定

(削る)

### 第三章 届出料金の算定

第一節 みなし小売電気事業者（沖縄電力

(届出料金に関する準用)

第二十条 第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする事業者が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

株式会社を除く。)の特定小売供給約款に係る届出料金の算定

(届出料金に関する準用)

第三十四条 第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする事業者(沖縄電力を除く。次項において同じ。)が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第五條第 三項	第四條第 三項	第四條第 二項	第四條第 一項	第二表並びに様式第 二第二表及び第三表	事業報酬総括表及び 事業報酬明細表	第二表
様式第一第三表及び	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
様式第一第	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第五條第 四項	第四條第 四項	第四條第 二項及び 第三項	第四條第 一項	第三表並びに様式第 二第二表から第四表 まで	事業報酬総括表、事 業報酬明細表及び一 般送配電事業等に係 る事業報酬明細表	第三表
様式第一第四表及び	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
様式第一第	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一 項	様式第二第四表	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	三 表

2 (略)

3 第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十  
八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定に  
より変更しようとする特定小売供給約款で設定す  
る料金を前項の規定により算定する場合に準用す  
る。この場合において、次の表の上欄に掲げる規  
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の  
下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
第三条第一項	(略)
(略)	(略)

一 項	様式第二第五表	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	四 表

2 (略)

3 第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十  
八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定に  
より変更しようとする特定小売供給約款で設定す  
る料金を前項の規定により算定する場合に準用す  
る。この場合において、次の表の上欄に掲げる規  
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の  
下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
第三条第一項	(略)
(略)	(略)

及び第二項、 第四条第三項 第六号並びに 第六条第一項	(略)	第三条第二項 第一号、第三 号、第四号及 び第六号から 第十一号ま で、第四条第 三項第一号及 び第三号から
	(略)	(略)
	(略)	(略)

及び第二項、 第四条第四項 第五号並びに 第六条第一項	(略)	第三条第二項 第一号、第三 号、第四号及 び第六号から 第十一号ま で、第四条第 四項第一号及 び第三号から
	(略)	(略)
	(略)	(略)

第六号まで、 第五条第二 項、並びに第 十六条第二号 及び第三号	(略)	第三条第二項 第二号及び第 四号第三項第 二号	(略)	第三条第二項 第五号及び第 四号第二項第 二号	(略)

第六号まで、 第五条第二 項、並びに第 十六条第二号 及び第三号	(略)	第三条第二項 第二号及び第 四号第四項第 二号	(略)	第三条第二項 第五号及び第 四号第三項第 二号	(略)

第四条第二項	(略)	第四条第二項		第四条第一項
(略)	(略)	(略)	事業報酬総括表 及び事業報酬明 細表	第二表並びに様 式第二第二表及 び第三表
(略)	(略)	(略)		第二表

第四条第二項	(略)	第四条第二項 及び第三項		第四条第一項
(略)	(略)	(略)	事業報酬総括 表、事業報酬明 細表及び一般送 配電事業等に係 る事業報酬明細 表	第三表並びに様 式第二第二表か ら第四表まで
(略)	(略)	(略)		第三表

及び第三項	第四条第三項	第四条第三項	第六号	第四条第三項 第六号、第五 条第一項及び 第二項並びに 第六条第一項	第五条第一項
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

から第四項ま で	第四条第四項	第四条第四項	第五号	第四条第四項 第五号、第五 条第一項及び 第二項並びに 第六条第一項	第五条第一項
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第六條第一項 から第四項ま で、同條第六 項、第七條及 び第八條第一 項	(略)			
	(略)	(略)	様式第一第三表 及び様式第二第 五表	
	(略)	(略)	三表	様式第一第

第六條第一項 から第四項ま で、同條第六 項、第七條、 第八條第一 項、第十三條 第一項並びに 第十四條第一	(略)			
	(略)	(略)	様式第一第四表 及び様式第二第 五表	
	(略)	(略)	四表	様式第一第

	(略)	第十二条第二 項の表並びに 第十三条第一 項及び同条第 二項の表
	(略)	
あつたとき の届出が による変更 四項の規定 第十九条第 一項の認可 を受けた特 定小売供給 約款（旧法 第十九条第 四項の規定 による変更 の届出が あつたとき	(略)	改正法附則 第十八条第 一項の認可 を受けた特 定小売供給 約款（旧法 第十九条第 四項の規定 による変更 の届出が あつたとき

	(略)	第十二条第二 項の表並びに 第十三条第一 項及び同条第 二項の表	項
	(略)		
あつたとき の届出が による変更 四項の規定 第十九条第 一項の認可 を受けた特 定小売供給 約款（旧法 第十九条第 四項の規定 による変更 の届出が あつたとき	(略)	改正法附則 第十八条第 一項の認可 を受けた特 定小売供給 約款（旧法 第十九条第 四項の規定 による変更 の届出が あつたとき	

は、その変更後のもの	(第二十条)
第一項の規定により料金を設定したものに限り。	(旧法第二十三条第三項の規定による変更があったとき

は、その変更後のもの	(第三十四条)
条第一項の規定により料金を設定したものに限り。	(旧法第二十三条第三項の規定による変更があったとき

第十四条	項 第十四条第一		(削る)	(略)	
(略)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	
改正法附則	(削る)	(略)	(削る)	(略)	は、その変更後のも の)で設定 した料金を 算定した際 に第十条

第十四条	項 第十四条第一	項 第十三条第一	(略)	(略)	
(略)	第二次追加項目	第一次追加項目	(略)	(略)	
改正法附則	追加項目 変分第二次	追加項目 変分第一次	(略)	(略)	は、その変更後のも の)で設定 した料金を 算定した際 に第十条

---

第十八条第 一項の認可 を受けた特 定小売供給 約款（旧法 第十九条第 四項の規定 による変更 の届出が あったとき は、その変 更後のもの （ <u>第二十</u> 条

---

第十八条第 一項の認可 を受けた特 定小売供給 約款（旧法 第十九条第 四項の規定 による変更 の届出が あったとき は、その変 更後のもの （ <u>第三十四</u>

---

<p>第一項の規定により料金を設定したものに限り。</p> <p>（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定</p>

<p>条第一項の規定により料金を設定したものに限り。</p> <p>（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定</p>

(略)		
(略)		
(略)	した料金を 算定した際 に第十条	

(変動額届出料金の算定)

第二十一条 事業者は、旧法第十九条第三項又は改

正法附則第十八条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

(略)		
(略)		
(略)	した料金を 算定した際 に第十条	

(変動額届出料金の算定)

第三十五条 事業者（沖縄電力を除く。以下この条

及び次条において同じ。）は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

---

一 燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下この条において同じ。）

二 他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

三 他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

2 事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以

---

一 燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下この条及び第三十八条において同じ。）

二 他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第三十八条において同じ。）

三 他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第三十八条において同じ。）

2 事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以

下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十四により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一〇三 (略)

3 事業者は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十五により特定送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4 事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号又は同条第七項において読み替えて準用する同条第四項第四号

下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十八により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一〇三 (略)

3 事業者は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十九により特定送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4 事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定に

---

(前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定により算定した割合(この号の規定により配分した場合はその割合)により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5 事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、特定需要又は特定二需要種別ごとについて、様式第十六により特定送配電非関連費計算表を作成し、様式第十七により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6 料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前項の規定により整理された特定変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第

---

より算定した割合(この号の規定により配分した場合はその割合)により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5 事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、特定需要について、様式第二十により特定送配電非関連費等計算表を作成し、様式第二十一により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特定変動可変費と特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項(前条第一項又

---

二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第六項又は次条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等又は特定二需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定に

---

は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第六項又は次条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可

---

より整理された特定変動可変費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費又は次条第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9 (略)

10 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九

---

変費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び次条第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9 (略)

10 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十項又は次条第十項

---

条第十項又は次条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 事業者は、第六項に規定する特定変動可変費

と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前

---

の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 事業者は、第六項に規定する特定変動可変費

と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前

条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は次条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十八により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（送配電関連費等の変動額届出料金の算定）

第二十二條 事業者は、旧法第十九条第三項又は改

条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は次条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第二十二第一表により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（送配電関連費等の変動額届出料金の算定）

第三十六條 事業者は、旧法第十九条第三項又は改

---

正法附則第十八条第三項の規定により改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一～三 （略）

四 他社購入電源費の変動額（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号。以下「託送料金算定規

---

正法附則第十八条第三項の規定により改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一～三 （略）

四 他社購入電源費の変動額（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号。以下「託送料金算定規

---

則」という。)第一条第二項第三号に規定する発電側託送供給料金に係るものであつて、一般送配電事業者が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)又は配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款(同項の規定による変更の届出があつたときは、当該届出がされたもの)で設定した料金の変更に起因する変動額(以下「発電側託送供給料金変動相当額」という。)に限る。以下この条において同じ。)

---

則」という。)第一条第二項第三号に規定する発電側託送供給料金に係るものであつて、一般送配電事業者が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)又は配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款(同項の規定による変更の届出があつたときは、当該届出がされたもの)で設定した料金の変更に起因する変動額(以下「発電側託送供給料金変動相当額」という。)に限る。以下この条及び第三十九条にお

---

いて同じ。)

五 他社販売電源料の変動額（発電側託送供給料金変動相当額に限る。以下この条において同じ。)

2 事業者は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じ、第三号から第五号までに掲げる額を加えて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十九により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一～三 (略)

四 他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第

五 他社販売電源料の変動額（発電側託送供給料金変動相当額に限る。以下この条及び第三十九条において同じ。)

2 事業者は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じ、第三号から第五号までに掲げる額を加えて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一～三 (略)

四 他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第

---

二項第八号（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあつては、第十九条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む、前条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつて

---

二項第八号（第三十四条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあつては、第十九条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む、前条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつて

---

---

は、前条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。)を基に算定した発電側託送供給料金変動相当額

五 他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条

(第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)及びこの号の規定により算定された額(第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあつては、第十九条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含み、前

---

は、前条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。)を基に算定した発電側託送供給料金変動相当額

五 他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条

(第三十四条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)及びこの号の規定により算定された額(第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあつては、第十九条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含み、前

---

---

条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、前条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。)を基に算定した発電側託送供給料金変動相当額

3 事業者は、前項の規定により算定された特殊変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電関連費及び配電関連費に配分し、並びに同項第三号から第五号までに係る部分を送配電非関連費に配分し、送配電非関連費に整理された特殊変

---

条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、前条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。)を基に算定した発電側託送供給料金変動相当額

3 事業者は、前項の規定により算定された特殊変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電関連費及び配電関連費に配分し、並びに同項第三号から第五号までに係る部分を送配電非関連費に配分し、送配電非関連費に整理された特殊変

---

動額のうち同項第三号に係る部分を送配電非関連固定費に整理し、同項第四号及び第五号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第八条第二項において設定した基準（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費に整理し、様式第十九の二により特殊送配電非関連費明細表を作成しなければならぬ。

4 事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により送配電非関連固定費に整理された特殊変動額のうち第二項第三号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に

---

動額のうち同項第三号に係る部分を送配電非関連固定費に整理し、同項第四号及び第五号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第八条第二項において設定した基準（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費に整理し、様式第十四の二により特殊送配電非関連費明細表を作成しなければならぬ。

4 事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により送配電非関連固定費に整理された特殊変動額のうち第二項第三号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第

---

第九条第五項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより追加固定費に整理し、送配電非関連固定費に整理された特殊変動額のうち第二項第四号及び第五号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動固定費に整理し、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により送配電非関連可変費に整理された特殊変動額を、

---

九条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより追加固定費に整理し、送配電非関連固定費に整理された特殊変動額のうち第二項第四号及び第五号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動固定費に整理し、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により送配電非関連可変費に整理された特殊変動額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号（第三十四条第一項又は第三項において準用する

---

---

特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に  
第九条第四項第四号又は同条第七項において読み  
替えて準用する同条第四項第四号(第二十条第一  
項又は第三項において準用する場合を含む。)の  
規定により算定した割合(この項の規定により配  
分した場合はその割合)により配分することによ  
り特殊変動可変費に整理し、送配電関連費及び配  
電関連費に整理された特殊変動額並びに追加固定  
費、特殊変動固定費及び特殊変動可変費に整理さ  
れた特殊変動額を、特殊変動費として整理しなけ  
ればならない。

5 事業者は、送配電関連費、配電関連費及び送配  
電非関連費について、前項の規定により整理され

---

場合を含む。)の規定により算定した割合(この  
項の規定により配分した場合はその割合)により  
配分することにより特殊変動可変費に整理し、送  
配電関連費及び配電関連費に整理された特殊変動  
額並びに追加固定費、特殊変動固定費及び特殊変  
動可変費に整理された特殊変動額を、特殊変動費  
として整理しなければならない。

5 事業者は、送配電関連費、配電関連費及び送配  
電非関連費について、前項の規定により整理され

---

た特殊変動費を基に、特定需要又は特定二需要種別ごとについて、様式第二十により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第二十一により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

6 料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第六項又は前条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金を

---

た特殊変動費を基に、特定需要について、様式第十五により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第十六により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第六項又は第三十五条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない

---

---

収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等又は特定二需要種別原価等及び特殊変動費並びに第四項の規定により整理された特殊変動費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費又は前条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設

い。

7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特殊変動費並びに第四項の規定により整理された特殊変動費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第三十五条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならな

定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあつては、一般送配電事業者の供給区域と同額の料金を設定することができる。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあつては、第十条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

8・9 (略)

10 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項(第二十条第一項又は

い。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあつては、一般送配電事業者の供給区域と同額の料金を設定することができる。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあつては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

8・9 (略)

10 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められ

---

第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十項又は前条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

---

た原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十項又は第三十五条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

---

---

11 事業者は、第四項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は前条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第二十二により特殊変動費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければ

---

11 事業者は、第四項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は第三十五条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十七第一表により特殊変動費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

---

---

ばならない。

(削る)

(削る)

---

第二節 沖縄電力株式会社の特定小売供給

約款に係る届出料金の算定

(届出料金に関する準用)

第三十七条 第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十条から第三十二条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする沖縄電力が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

---

<p>一 項</p> <p>第三 条第 一 項</p>		<p>二 項</p> <p>第二 条第 二 項</p>		<p>一 項</p> <p>第二 条第 一 項</p>
<p>営業 費総 括表 及び 営業 費総 括</p>	<p>様式 第二 第一 表</p>	<p>額（以 下「期 間原 価等 」とい う。）</p>	<p>とに は、前 項で 定め る原 価等 は、事 業年 度ご とに</p>	<p>原 価等</p>
<p>営業 費総 括</p>	<p>一 表</p> <p>様式 第一 第一 表</p>	<p>額</p>	<p>等 は、</p>	<p>届 出原 価等</p>

	業費明細表	表
第三 条第 三項	別表第一第一表によ り分類し、それぞれ	それぞれ
第四 条第 一項	第三表並びに様式第 二第二表から第四表 まで	第三表
第四 条第 二項 及び	事業報酬総括表、事 業報酬明細表及び一 般送配電事業等に係 る事業報酬明細表	事業報酬総 括表
第三 項	別表第一第一表によ り分類し、第一号	第一号

第四條第 四項	別表第一第二表によ り分類し、それぞれ	それぞれ
第五條第 一項	様式第一第四表及び 様式第二第五表	様式第一第 四表
第五條第 二項	別表第一第一表によ り分類し、実績値	実績値
	控除収益明細表 控除収益総括表及び 控除収益総括表	控除収益総 括表

2 沖繩電力は、旧法第十九条第三項の規定により

特定小売供給約款で設定した料金を期間原価等項  
目のうちの一部の期間原価等項目の変動額を基に  
変更しようとする場合にあつては、前項の規定に  
かかわらず、当該変動額を基に変更しようとする

特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

3 第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十条から第三十二条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項	第二条第一	
	必要である	変動する
原価等	届出原価等	
第二条第二	四月一日を始期	前項で定め

<p>項並びに第 項及び第二 第三条第一</p>	<p>項</p>			
<p>営業費項目</p>	<p>額（以下「期間 原価等」とい う。）</p>	<p>事業年度ごとに 次条</p>	<p>前項で定める原 価等</p>	<p>とする原価算定 期間を定めた場 合にあつては、</p>
<p>変分営業費 項目</p>	<p>変分営業費 項目</p>	<p>次条</p>		<p>等 る届出原価</p>

<p>項 第三条第二</p>	<p>項 第三条第一</p>			<p>四 条 第 四 項 第 五 号</p>
<p>別 表 第 一 第 一 表 に よ り 分 類 し、 そ れ ぞ れ</p>	<p>営 業 費 明 細 表 及 び 営 業 費 総 括 表</p>	<p>一 表 及 び 様 式 第 二 第 一 表</p>	<p>法 人 税 等</p>	
<p>そ れ ぞ れ</p>	<p>表 営 業 費 総 括</p>	<p>一 表 様 式 第 一 第 一 表</p>	<p>動 す る も の う ち 額 が 変 法 人 税 等 の</p>	

<p>第三條第二 項第一号、 第三号、第 四号及び第 六号から第 十一号ま で、第四條 第三項第一 号及び第三 号から第六 号まで、第 五條第二 項、並びに</p>	<p>算定した額</p>	<p>算定した変 動額</p>
--	--------------	---------------------

項	第四條第一	三項第二号	ひ第四條第	項第五号及	第三條第二	額	四項第二号	ひ第四條第	項第二号及	第三條第二	得た額	三号	二号及び第	第三十條第
	式第二第二表か													
	第三表					變動額					得た變動額			

項 第一号	第四 条第二 号	項 第一号	項 及び第 三 号	第四 条第二 号				
	繰 延償却 資産		繰 延償却 資産	別 表第一 第一表	表	事業 報酬 総括 表、事 業報 酬明 細表 及び 一般 送配 電事 業等 に係 る事 業報 酬明 細表		ら 第四 表ま で
が 変動 する	産 のう ち額		繰 延償却 資産	第 一 号		括 表	事 業報 酬 総	

項第五号、 第四条第四	控除収益項目	項第五号	法人税等	項 第四条第四	別表第一第二表 により分類し、 それぞれ	項まで 項から第四	レートベース	
益項目 変分控除収	の変動額 動するもの うち額が変	項第五号	法人税等の うち額が変	項 第四条第四	それぞれ	項まで 項から第四	変分レート ベース	もの

		項 第五条第一		項 項及び第二 第五条第一	
及び 控除 收益 明 括 表	控除 收益 総 括 表	五 表	及び 様 式 第 二 第 四 表	様 式 第 一 第 四 表	金 相 当 收 益
括 表	控除 收益 総 括 表	四 表	様 式 第 一 第 四 表	る もの 額 が 変 動 す る もの	負 担 金 相 当 收 益 の う ち
					廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当
					廃 炉 円 滑 化

第二十条第	一項 二十八条第	項並びに第	十七条第一	六項、第二	一項及び第	第二十条第	項	第五条第二	
基礎原価等項目						期間原価等項目	実績値	別表第一第一表 により分類し、	細表
第三十四条	価等項目 変分期間原	に規定する	六条第一項	えられた第	いて読み替	第三項にお		実績値	

第二十条第	第一項 第二十八條 一項並びに 二十七條第 一、第二 條、第二十 二條第一項 (各号を除 く。)、第 三十一條
購入販売電源項	
第三十四条	第三項にお いて読み替 えられた第 六條第一項 に規定する 変分基礎原 価等項目

第一項第二	第二十二條	号	号及び第三	第一項第一	第二十二條	く。)	二号を除	第一項(第	第二十二條	十一條及び	六項、第二
目	購入販売電源項				基礎原価等項目						目
源項目のう	購入販売電	るもの	額が変動す	項目のうち	基礎原価等	売電源項目	変分購入販	六條第六項	えられた第	いて読み替	第三項にお
							に規定する				

号	第二十五条 第一項	第二十六条
一般販売費	接続検討料相当額	接続検討料相当額
ち額が変動するもの	一般販売費（額が変動する場合に限る。次項において同じ。）	接続検討料相当額（額が変動する場合に限る。）の変

	控除した額	動額
第二十七条 第一項及び 第二十八条 第一項		控除した変 動額
第二十七条 第一項、第 二項及び第 三項の表	第二十四条	改正法附則 第十八条第 一項の認可 を受けた特 定小売供給 約款（旧法 第十九条第 四項の規定

---

---

による変更 の届出が あつたとき は、その変 更後のもの (第三十七 条第一項の 規定により 料金を設定 したものに 限る。)
(旧法第二 十三条第三

---

<p>第二項 第一項及び 第二十七条</p>	
	<p>第一次追加項目</p>
<p>第三項にお いて読み替</p>	<p>第三十四条 第三項にお いて読み替 は、その変 更後のも の)で設定 した料金を 算定した際 に第二十四 条</p>

第二十八条	第二項	第二十八條 第一項及び 第二項	第二十八條 第一項	
第二十四条		第二十八條 第二項追加項目	追加事業報酬の 額	
第十八条第 改正法附則	加項目	第三十四條 第三項にお いて読み替 えられた変 分第二項追 加項目	追加事業報 酬の変動額	えられた変 分第一項追 加項目

---

---

一 項 の 認 可
を 受 け た 特
定 小 売 供 給
約 款 （ 旧 法
第 十 九 条 第
四 項 の 規 定
に よ る 変 更
の 届 出 が
あ っ た と き
は 、 そ の 変
更 後 の も の
（ 第 三 十 七
条 第 一 項 の

---

---

---

規定により 料金を設定 したものに 限る。） （旧法第二 十三条第三 項の規定に よる変更が あったとき は、その変 更後のも の）で設定 した料金を

---

(変動額届出料金の算定)

<p>七項 六項及び第 第一項、第 第三十二条</p>	<p>料金収入</p>	<p>料金収入の 変動分</p>	<p>二 号</p>	<p>第三十条第 含む。</p>	<p>含み、額が 変動する場 合に限</p>			<p>算定した際 に第二十四 条</p>
---	-------------	----------------------	----------------	----------------------	--------------------------------	--	--	------------------------------

(削る)

第三十八条 沖繩電力は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第二十条から第三十二条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一 燃料費の変動額

二 他社購入電源費の変動額

三 他社販売電源料の変動額

2 沖繩電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額

---

(以下この条において「特定変動額」という。)  
の合計額を算定し、様式第十八により特定変動額  
総括表を作成しなければならない。

一 沖縄電力は、燃料費の変動額として、特定小  
売供給約款で設定した料金を算定した際に第三  
条第二項第二号（前条第一項又は第三項におい  
て準用する場合を含む。）及びこの号の規定に  
より算定された額（第三十三条の規定により同  
条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供  
給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法  
附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄  
電力にあつては、第三十三条第二項第一号に掲  
げる方法により整理した外生的燃料費等変動相

---

---

当額を含む。)を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二 沖縄電力は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号(前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)及びこの号の規定により算定された額(第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十三条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。)を基に算定した石油

---

---

石炭税変動相当額を整理しなければならない。

三 沖縄電力は、他社販売電源料の変動額とし

て、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十三条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

---

---

3 沖繩電力は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十九により特定送配電非関連費等明細表を作成しなければならない。

4 沖繩電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十三条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5 沖繩電力は、送配電非関連費について、前項の

---

---

規定により整理された特定変動可変費を基に、二  
需要種別ごとについて、様式第二十により特定送  
配電非関連費等計算表を作成し、様式第二十一の  
二により特定原価等集計表を作成しなければなら  
ない。

6 | 料金は、二需要種別ごとの前項の規定により整  
理された特定変動可変費と特定小売供給約款で設  
定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第  
一項又は第三項において準用する場合を含む。）  
の規定により定められた原価算定期間における二  
需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により  
算定された当該原価算定期間における二需要種別  
ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価

---

---

算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。  
い。

7 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8 沖縄電力は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を

---

公表しなければならない。

9 沖縄電力は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

10 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定された

---

---

当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならぬ。

11 沖縄電力は、第六項に規定する特定変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む）

---

---

む。)の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定された当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第二十二第二表により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならぬ。

(送配電関連費等の変動額届出料金の算定)

第三十九条 沖繩電力は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款(旧法第十九条第四項又は第七項の規定による

(削る)

---

変更の届出があつたときは、その変更後のもの  
で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更し  
ようとするときは、第二条から第五条まで及び第  
二十条から第三十二条までの規定にかかわらず、  
当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給  
約款で設定する料金を算定することができる。

一 第三十条第二号の規定により算定された送配  
電関連費の変動額

二 第三十条第三号の規定により算定された配電  
関連費の変動額

三 他社購入電源費の変動額

四 他社販売電源料の変動額

2 沖縄電力は、前項に規定する変動額について、

---

---

第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じ、第三号及び第四号に掲げる額を加えて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一 特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額を、一般送配電事業者が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき算定した額及び配電事

---

---

業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があつたときは、当該届出がされたもの）に基づき算定した額

二 特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三十条第二号又は前号の規定により算定された送配電関連費の額及び同条第三号又は前号の規定により算定された配電関連費の額

三 他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十三条の規定により

---

---

同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十三条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含み、前条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、前条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した発電側託送供給料金変動相当額

---

---

四 他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条

(第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)及びこの号の規定により算定された額(第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十三条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含み、前条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改

---

---

正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、前条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。)を基に算定した発電側託送供給料金変動相当額

3| 沖縄電力は、前項の規定により算定された特殊

変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電関連費及び配電関連費に配分し、並びに同項第三号及び第四号に係る部分を送配電非関連費に配分し、送配電非関連費に整理された特殊変動額を、第二十二条第二項において設定した基準により、送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費に整理し、様式第十四の二により特殊送配電非

---

---

関連費明細表を作成しなければならない。

4 沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により送配電非関連固定費に整理された特殊変動額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十三条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動固定費に整理し、三需要種別ごとに、前項の規定により送配電非関連可変費に整理された特殊変動額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十三条第四項第四号（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合は

---

---

その割合)により配分することにより特殊変動可変費に整理し、送配電関連費及び配電関連費に整理された特殊変動額並びに特殊変動固定費及び特殊変動可変費に整理された特殊変動額を、特殊変動費として整理しなければならない。

5 | 沖縄電力は、送配電関連費、配電関連費及び送配電非関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、二需要種別ごとについて、様式第十五により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第十六の二により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

6 | 料金は、二需要種別ごとの前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定

---

---

した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するよう設定されなければならない。

7 | 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特殊変動費並びに第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの

---

---

料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあつては、沖縄電力の供給区域と同額の料金を設定することができる。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあつては、第三十条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

8 | 沖縄電力は、前項で定めた基準（前項ただし書きに規定する合理的な理由がある場合にあつては、当該理由を含む。以下この項において同

---

---

じ。を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならぬ。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9 | 沖縄電力は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

10 | 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金

---

---

収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 沖縄電力は、第四項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における

---

---

(燃料費調整制度)

第二十三条 事業者は、第十八条第二項及び第三項

(第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十九条第七項、第二十一条第七項又は前条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日

---

る二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十七第二表により特殊変動分と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならぬ。

(燃料費調整制度)

第四十条 事業者は、第十八条第二項及び第三項

(第三十四条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十九条第七項、第三十六条第七項、第三十二条第二項(第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)、第三十

---

に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額（同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあつては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額）に第四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額（以下「調整」という。）を行わなければならない。

---

三条第七項、前条第七項、第三十五条第七項又は前条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額（同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあつては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額）に第四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額（以下「調整」という。）を行わなければならない。

---

---

2 基準平均燃料価格は、改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款の認可の申請の日（第十条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあつては、当該変更の認可を受ける前に定めていた特定小売供給約款の認可の申請の日）若しくは旧法第十九条第四項の規定により変更しようとする特定小売供給約款の届出の日において公表されている直近三月分（直近一月分を用いることができない合理的な理由があるときは、その前の直近三月分）の小売電気事業等の

---

2 基準平均燃料価格は、改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款の認可の申請の日（第十条又は第三十三条の規定により第十九条第一項各号に掲げる変動額又は第三十三条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあつては、当該変更の認可を受ける前に定めていた特定小売供給約款の認可の申請の日）若しくは旧法第十九条第四項の規定により変更しようとする特定小売供給約款の届出の日において公表されている直近三月分（直近一月分を用いることができない合理的な理由

---

---

用に供した石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。以下「燃料」という。）ごとの円建て貿易統計価格（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。）の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量（メガジュールで表した量をいう。以下同じ。）を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値（石油にあつては、一）に原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算

---

由があるときは、その前の直近三月分）の小売電気事業等の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。以下「燃料」という。）ごとの円建て貿易統計価格（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。）の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量（メガジュールで表した量をいう。以下同じ。）を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値（石油にあつては、一）に原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等

---

---

定した値であつて、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの（次項において「換算係数」という。）を乗じて得た額を合計した額とする。

3・4（略）

（離島供給に係る燃料費調整制度）

第二十四条 事業者は、第十八条第二項及び第三項

（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）

第十九条第七項、第二十一条第七

項又は第二十二条第七項の規定により設定した契

約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開

始の日に、託送料金算定規則第三十二条第一項の

---

の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であつて、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの（次項において「換算係数」という。）を乗じて得た額を合計した額とする。

3・4（略）

（離島供給に係る燃料費調整制度）

第四十一条 事業者は、第十八条第二項及び第三項

（第三十四条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）

第十九条第七項、第三十六条第七

項、第三十二条第二項（第三十七条第一項又は第三

項において準用する場合を含む。）

第三十三条第七項、第三十九条第七項、第三十五条第七項又は第

規定に基づき算定された額により、増額又は減額を行うことができる。

別表第 1 (第 3 条、第 4 条、第 5 条関係)

第 1 表

期間原価等項目分類表

期間原価等 項目	内訳及び明 細項目	備 考
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

三十八条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、送料金算定規則第三十二条第一項の規定に基づき算定された額により、増額又は減額を行うことができる。

別表第 1 (第 3 条、第 4 条、第 5 条関係)

第 1 表

期間原価等項目分類表

期間原価等 項目	内訳及び明 細項目	備 考
(略)	(略)	(略)
<u>委託検針費</u>	<u>委託検針費</u>	<u>従業員以外の者に 検針を委託する場</u>

(略)	(略)	(略)
賃借料	(略)	(略)
	(略)	
	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(削る)	(削る)

		合の個人支給の手 当及びこれに準ず るものを整理す る。
(略)	(略)	(略)
賃借料	(略)	(略)
	(略)	
	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	線下補償料	建物の移転等に関 するものを除く。

	(略)	(略)
	(略)	(略)
委託費	(略)	設備（借入設備を含む。）の運転又は点検を他に委託する場合の費用（「 <u>厚生費</u> 」、 「 <u>委託集金費</u> 」、 「 <u>廃棄物処理費</u> 」、 「 <u>修繕費</u> 」、 「 <u>補償費</u> 」、 「 <u>普及開発関係費</u> 」、 「 <u>養成</u> 」

	(略)	(略)
	(略)	(略)
委託費	(略)	設備（借入設備を含む。）の運転又は点検を他に委託する場合の費用（「 <u>厚生費</u> 」、 「 <u>委託検針費</u> 」、 「 <u>委託集金費</u> 」、 「 <u>廃棄物処理費</u> 」、 「 <u>修繕費</u> 」、 「 <u>補償費</u> 」、 「 <u>普及開発費</u> 」、 「 <u>普及開発</u> 」

		費」、「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。「雑委託費」において同じ。)を整理する。
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
貸倒損	(略)	「電灯料」、「電力料」、「 <u>他社販売電力料</u> 」及び

		関係費」、「養成費」、「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。「雑委託費」において同じ。)を整理する。
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
貸倒損	(略)	「電灯料」、「電力料」、「 <u>他社販売電力料</u> 」、「 <u>託</u>

		「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒引当を整理する。
	(略)	「電灯料」、 <u>「電力料」</u> 、 <u>「他社販売電力料」</u> 及び「 <u>電気事業雑収益</u> 」に関する債権の貸倒損を整理する。
(略)	(略)	(略)

		<u>送収益</u> 」及び「 <u>電気事業雑収益</u> 」に関する債権の貸倒引当を整理する。
	(略)	「電灯料」、 <u>「電力料」</u> 、 <u>「他社販売電力料」</u> 、「 <u>託送収益</u> 」及び「 <u>電気事業雑収益</u> 」に関する債権の貸倒損を整理する。
(略)	(略)	(略)

<u>他社購入電</u>	(略)	
	(削る)	
<u>源費</u>		
<u>非化石証書</u>	<u>非化石証書</u>	
<u>購入費</u>	<u>購入費</u>	
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	
(略)	(略)	(略)
<u>他社販売電</u>	(略)	
<u>原料</u>		
(削る)	(削る)	

<u>他社購入電</u>	(略)	
<u>力料</u>	<u>非化石証書</u>	
	<u>購入費</u>	
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)
<u>電源開発促進</u>	<u>電源開発促進</u>	
<u>進税</u>	<u>進税</u>	
(略)	(略)	(略)
<u>他社販売電</u>	(略)	
<u>力料</u>		
<u>託送収益</u>	<u>その他託送</u>	
<u>収益</u>	<u>収益</u>	

(略)	(略)	(略)
電気事業雑 収益	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(削る)	
	(略)	
(略)	(略)	

第2表

レポートベース分類表

(略)	(略)	(略)
電気事業雑 収益	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	器具販売益	
	(略)	
(略)	(略)	

第2表

レポートベース分類表

項目	内訳及び明細項目	備考
特定固定資産	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
建設中の資産	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

項目	内訳及び明細項目	備考
特定固定資産	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	送電設備	同上
	変電設備	同上
	配電設備	同上
建設中の資産	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

	(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

別表第2 (第6条関係)

第1表

一般管理費等及び販売費の整理の基準

<p>1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の各部門 (水力発電費、火力発電費、原子力発電費、<u>新エネルギー等発電費及び販売費</u>) への整理の基準</p>
---

	(略)	(略)
	<u>送電設備</u>	同上
	<u>変電設備</u>	同上
	<u>配電設備</u>	同上
(略)	(略)	(略)

別表第2 (第6条、第20条関係)

第1表

一般管理費等及び販売費の整理の基準

<p>1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の各部門 (水力発電費、火力発電費、原子力発電費、<u>新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売</u>) への整理の基準</p>
--

(1)・(2) (略)

(削る)

2. 販売費の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準

費)への整理の基準

(1)・(2) (略)

2. 販売費の離島等供給費及び非離島等供給費への整理の基準 (沖縄電力に限る。)

(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生  
の主な原因に応じて配分が可能な額を、  
基礎原価等項目ごとに離島等供給費又は非  
離島等供給費に直課すること。

(2) (1)の整理により難しい基礎原価等項目ご  
との額を、第4表に定める活動帰属基準  
又は配賦基準を用いて整理すること。

3. 離島等供給費及び非離島等供給費へ整理  
された販売費 (沖縄電力以外のみなし小売

(1)・(2) (略)

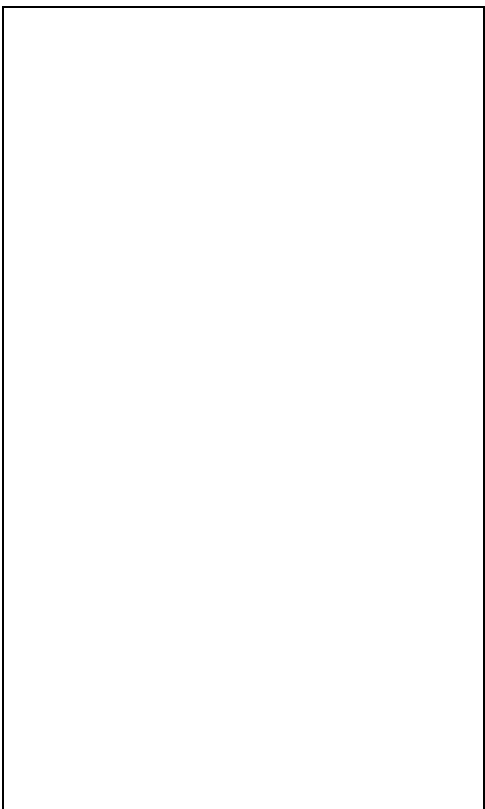
(削る)

電気事業者にあつては販売費)の給電費、  
需要家費及び一般販売費への整理の基準

(1)・(2) (略)

4. 給電費、需要家費及び一般販売費のネットワーク費用及び非ネットワーク費用への整理の基準 (沖縄電力に限る。)

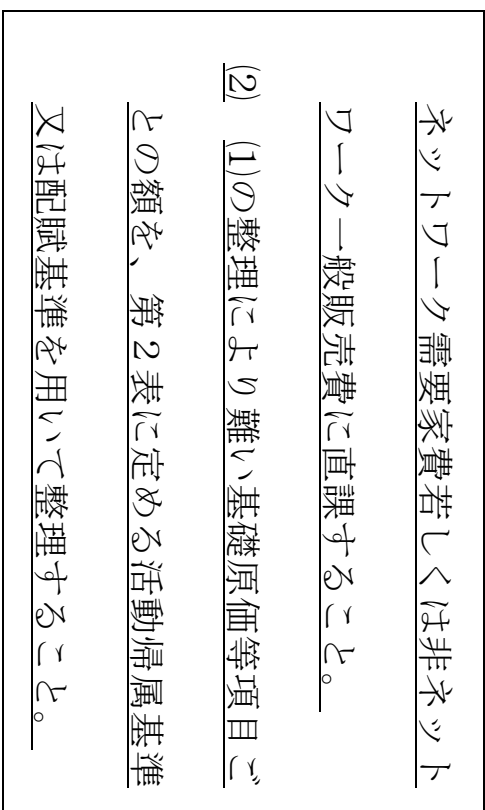
(1) 3. により給電費、需要家費及び一般販売費へ整理された基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分可能な額を、基礎原価等項目ごとに、それぞれ、ネットワーク給電費、ネットワーク需要家費若しくはネットワーク一般販売費又は非ネットワーク給電費、非



注 第20条第2項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設定する料金の算定に準用される第6条第2項及び第4項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。

第2表

活動帰属基準、配賦基準分類表



注 第34条第2項及び第37条第2項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設定する料金の算定に準用される第6条第2項及び第4項並びに第20条第2項及び第4項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。

第2表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費等 (第1表1.(2) 関係)		販売費 (第1表2.(2) 関係)	
	活動帰 属基準	配賦基 準	活動帰 属基準	配賦基 準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
普及開 発関係 費	—	各部門 原価比 又は直 課され		

	一般管理費等 (第1表1.(2) 関係)		販売費並びに給 電費、需要家費 及び一般販売費 (第1表3.(2) 及び4.(2)関 係)	
	活動帰 属基準	配賦基 準	活動帰 属基準	配賦基 準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
普及開 発関係 費	—	各部門 原価比 (当該 各部門		








部門設
備別帳
簿価額
比で整
理し、
総電気
事業報
酬額か
ら当該
一般送
配電事
業等に
係る電







(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
電気事業報酬	—	内容ごとに各部門設 備別帳	—	同上

		て同 じ。)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
電気事業報酬	—	内容ごとに各部門設 備別帳	—	同上



(削る)

第3表

水力・火力・新エネルギー等発電等費の整理の基準

<p>1. <u>水力・火力・新エネルギー等発電等費の離島等供給費及び非離島等供給費への整理の基準</u></p> <p>(1) <u>基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島等供給費又は非離島等供給費に直課すること。</u></p> <p>(2) <u>(1)の整理により難しい基礎原価等項目ごとの額を、第4表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。</u></p> <p>2. <u>非離島等供給費へ整理された水力・火</u></p>
--

力・新エネルギー等発電等費のアシラリ  
ーサービス費及び非アシラリーサービス  
費への整理の基準  
非離島等供給費へ整理された水力・火  
力・新エネルギー等発電等費を、発生の主  
な原因に応じて、アシラリーサービス費  
又は非アシラリーサービス費に整理する  
こと。

(割る)

第4表

活動帰属基準、配賦基準分類表

<u>水力・火力・新エ</u> <u>ネルギー等発電等</u> <u>費</u>	<u>販売費</u> <u>(第1表2.(2)</u> <u>関係)</u>
--	--

	(第3表1.(2)関係)			
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	二	直課さ れた人 員数比	直課さ れた人 員数比	二
給料手当	二	同上	同上	二
給料	二	同上	同上	二
手当				
手当振替額				

(貸 方)				
退職 給与 金	二	同上	同上	二
委託 集金 費			契約口 数比	二
厚生 費	二	同上	直課さ れた人 員数比	二
雑給	二	同上	同上	二
消耗	二	同上	同上	二

品費				
修繕費	二	同上	業務用 建物床 面積比 (建物 につい ては、 自己所 有物件 及び賃 借物件 とす る。)	修繕費

水利 使用 料	二	発電等 設備の 認可出 力比		
補償 費	二	発電等 設備の 箇所数 比	二	直課さ れた人 員数比
賃借 料	二	発電等 設備の 認可出 力比	業務用 建物床 面積比 (建物 について)	二

			ては、 賃借建 物に限 る。)	
委託 費	二	発電等 設備の 認可出 力比	二	業務用 建物床 面積比 (建物 につい ては、 自己所 有物件 及び賃

				借物件 とす る。)
損害 保険 料	二	発電等 設備の 箇所数 比	二	直課さ れた人 員数比
普及 開発 関係 費	二	発電等 設備の 帳簿原 価比		
養成 費	二	同上	直課さ れた人	二

			員数比	
研究費	二	同上	二	直課された人員数比
諸費	二	同上	二	同上
貸倒損			契約口数比	二
固定資産税	発電等設備の帳簿価額比	二	業務用建物床面積比 (建物)について、 ては、	二

			自己所有物件に限る。)	
雑税	二	発電等設備の帳簿原価比	二	直課された人員数比
減価償却費	二	二	業務用建物床面積比(建物面積比)	二
			額比	

			ては、 自己所 有物件 に限 る。)	
固定 資産 除却 費	同上	二	同上	二
共有 設備 費等 分担	二	発電等 設備の 帳簿原 価比		

額				
共有設備費等 分担額	二	同上		
(貸方)				
建設 分担 関連 費振 替額	発電等 設備の 帳簿原 価比	二	二	直課さ れた人 員数比

(貸 方)				
附帯	二	発電等 設備の	二	同上
事業		帳簿原		
営業		価比		
費用				
分担				
関連				
費振				
替額				
(貸 方)				
開発	二	同上	二	研究費

費				比
開発	二	同上	二	同上
費償却				
株式	発電等	二	二	直課さ
交付	設備の			れた人
費	帳簿原			員数比
	価比			
株式	同上	二	二	同上
交付				
費償却				
社債	同上	二	二	同上

発行 費				
社債 発行 費償 却	同上	二	二	同上
法人 税等	二	発電等 設備の 帳簿原 価比	二	同上
電気 事業 報酬	二	発電等 設備の 帳簿価	二	同上

様式第1（第3条、第4条、第5条、第20条関係）

第1表

営業費総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
役員給与		
給料手当		
給料手当振替額（貸方）		
退職給与金		
厚生費		
委託集金費		
雑給		
燃料費		
使用済燃料再処理等拠出金費		
廃棄物処理費		
特定放射性廃棄物処分費		
消耗品費		
修繕費		
水利使用料		
補償費		
賃借料		
委託費		
損害保険料		
原子力損害賠償資金補助法一般負担金		
原賠・廃炉等支援機構一般負担金		
普及開発関係費		
養成費		
研究費		
諸費	< >	
	< >	
貸倒損		
固定資産税		
雑税		
減価償却費		
固定資産除却費		
廃炉拠出金費		
共有設備費等分担額		
共有設備費等分担額（貸方）		
他社購入電源費	( )	
非化石証書購入費		
建設分担関連費振替額（貸方）		
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		
原子力廃止関連仮勘定償却費		
事業税		
開発費		
開発費償却		
電力費振替勘定（貸方）		
株式交付費		
株式交付費償却		
社債発行費		
社債発行費償却		
法人税等		
合計		

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円/月）を、備考欄に記載すること。
- 他社購入電源費の購入電力量（10<sup>6</sup>kWh）を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

様式第一から様式第四までを次のように改める。

額比

[主な項目の内訳]

(1) 燃料費 (単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費		
	燃料油費		
	ガス費		
	その他		
	小 計		
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））		
	濃縮関連費		
	小 計		
新エネルギー等燃料費			
合 計			
火力燃料重油換算消費量（ $10^3$ k1）			
火力燃料重油換算単価（円/k1）			
火力発電電力量（発電端 $10^6$ kWh）			
火力燃料kWh当たり単価（発電端 円/kWh）			
原子力発電電力量（発電端 $10^6$ kWh）			
核燃料kWh当たり単価（発電端 円/kWh）			
新エネルギー等燃料重油換算消費量（ $10^3$ k1）			
新エネルギー等燃料重油換算単価（円/k1）			
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端 $10^6$ kWh）			
新エネルギー等燃料kWh当たり単価（発電端 円/kWh）			

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭（ $10^3$ t）		
	重油（ $10^3$ k1）		
	原油（ $10^3$ k1）		
	LNG（ $10^3$ t）		
平均消費価格	石炭（円/t）		
	重油（円/k1）		
	原油（円/k1）		
	LNG（円/t）		

(2) 修繕費 (単位：千円)

項 目	金 額	備 考
普通修繕費		
取替修繕費		
合 計		

(3) 減価償却費 (単位：千円)

項 目	金 額	備 考
水力発電設備		
火力発電設備		
原子力発電設備		
新エネルギー等発電等設備		
業務設備		
合 計		

第2表

## 事業報酬総括表

(単位：千円)

項目	金額 (第4条第2項 第1号関係)	金額 (第4条第2項 第2号関係)	金額 (第4条第2項第3号 のうち事業者のレート ベースの額)	備考
レート ベース	特定固定資産	/		
	建設中の資産			
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定			
	核燃料資産			
	特定投資			
	営業資本			
	運転資本			
	貯蔵品			
	小計			
	繰延償却資産			
(A)：レートベースの額の合計額	①	②	③	※ (④-⑤) × (③ / (①-②))
(B)：報酬率 (%)			電気事業報酬額※	
(C)：(A) × (B)	④	⑤		

原価算定期間を、年 月 から 年 月 までの 年 として算定した。

(記載注意)

第4条第2項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可、認可の申請又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令第9条第2項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載すること。

第3表

## 控除収益総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
他社販売電源料		
電気事業雑収益		
預金利息		
賠償負担金相当収益		
廃炉円滑化負担金相当収益		
合計		

原価算定期間を、年 月 から 年 月 までの 年 として算定した。

(記載注意)

他社販売電源料の販売電力量(10<sup>6</sup>kWh)を、備考欄に記載すること。

- 注 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
- 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
- 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

様式第2（第3条、第4条、第5条関係）

第1表

営業費明細表

（単位：千円）

項目	年度	原価算定期間計	備考
役員給与			
給料手当			
給料手当振替額（貸方）			
退職給与金			
厚生費			
委託集金費			
雑給			
燃料費			
使用済燃料再処理等拠出金費			
廃棄物処理費			
特定放射性廃棄物処分費			
消耗品費			
修繕費			
水利使用料			
補償費			
賃借料			
委託費			
損害保険料			
原子力損害賠償資金補助法一般負担金			
原賠・廃炉等支援機構一般負担金			
普及開発関係費			
養成費			
研究費			
諸費	< >	< >	
	< >	< >	
貸倒損			
固定資産税			
雑税			
減価償却費			
固定資産除却費			
廃炉拠出金費			
共有設備費等分担額			
共有設備費等分担額（貸方）			
他社購入電源費	( )	( )	
非化石証書購入費			
建設分担関連費振替額（貸方）			
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）			
原子力廃止関連仮勘定償却費			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定（貸方）			
株式交付費			
株式交付費償却			
社債発行費			
社債発行費償却			
法人税等			
合計			

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。

（記載注意）

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号關係

[役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託集金費及び雑給]

(単位：千円)

項 目		前年度実績	年度	原価算定期間計	備 考
役員給与					
給料手当	基準賃金				
	基準外賃金				
	諸給与金				
	控除口(貸方)				
	附帯事業等振替額				
	小計				
給料手当振替額(貸方)					
退職給与金	引当金増加額				
	実払額				
	年金保険料				
	小計				
厚生費	法定厚生費				
	一般厚生費				
	小計				
委託集金費					
雑給					
合 計					
平均経費人員(人)					
平均基準賃金(円/月)					

(2) 第3条第2項第2号関係

〔燃料費〕

(単位：千円)

項目	年度			原価算定期間計			備考
	消費量 10 <sup>3</sup> k1 (10 <sup>3</sup> t, 10 <sup>6</sup> Nm <sup>3</sup> )	単価 円/k1 (円/t, 円 /10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> )	金額 千円	消費量 10 <sup>3</sup> k1 (10 <sup>3</sup> t, 10 <sup>6</sup> Nm <sup>3</sup> )	単価 円/k1 (円/t, 円 /10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> )	金額 千円	
火力燃料費	火力発電電力量 (発電端10 <sup>6</sup> kWh)	-	-	-	-	-	
	火力燃料重油換算消費量(発電端10 <sup>3</sup> k1)	-	-	-	-	-	
	石炭費(10 <sup>3</sup> t, 円/t)						
	燃料油費(10 <sup>3</sup> k1, 円/k1)						
	ガス費(10 <sup>3</sup> t, 円/t)						
	歴青質混合物質						
	助燃費(10 <sup>3</sup> k1, 円/k1)						
	蒸気料						
	運炭費(円/t)						
小計(重油換算)							
核燃料費	原子力発電電力量 (発電端10 <sup>6</sup> kWh)	-	-	-	-	-	
	核燃料減損額						
	核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))						
	濃縮関連費						
小計							
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 <sup>6</sup> kWh)	-	-	-	-	-	
	新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 <sup>3</sup> k1)	-	-	-	-	-	
	バイオマス燃料費						
	廃棄物燃料費						
	助燃費						
	蒸気料						
	運搬費						
小計(重油換算)							
合計							

## (3)第3条第2項第3号関係

〔使用済燃料再処理等拠出金費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度			
使用済燃料再処理等拠出金費						

〔廃棄物処理費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度			
火力廃棄物処理費						
原子力廃棄物 処理費	放射性廃棄物処理費					
	雑廃棄物処理費					
新エネルギー等廃棄物処理費						
合計						

〔特定放射性廃棄物処分費〕

(単位：千円)

項目	至近実績			年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度			
特定放射性廃棄物処分費拠出金(各年の発電対応分)						
合計						

〔消耗品費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
潤滑油脂費							
雑消耗品費							
合計							

〔補償費〕

(単位：千円)

項目	至近実績				年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
定期的補償費							
臨時的補償費							
損害賠償費							
合計							

〔賃借料〕

(単位：千円)

項目	至近実績				年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
借地借家料							
道路占用料							
水面使用料							
線路使用料							
設備賃借料							
電柱敷地料							
機械賃借料							
雑賃借料							
合計							

[委託費] (単位：千円)

項目	至近実績				年度	原備算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
委託運転費							
雑委託費							
合計							

[損害保険料] (単位：千円)

項目	至近実績				年度	原備算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
水力関係							
火力関係							
原子力関係	法定保険料						
	その他保険料						
新エネルギー等関係							
その他							
合計							

[原子力損害賠償資金補助法一般負担金] (単位：千円)

項目	至近実績				年度	原備算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
原子力損害賠償資金補助法一般負担金							

[原賠・廃炉等支援機構一般負担金] (単位：千円)

項目	至近実績				年度	原備算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
原賠・廃炉等支援機構一般負担金							

[普及開発関係費] (単位：千円)

項目	至近実績				年度	原備算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
販売関係普及開発関係費							
一般普及開発関係費							
合計							

[養成費] (単位：千円)

項目	至近実績			年度	原備算定期間計	備考
	年度	年度	年度			
研修施設運営費						
その他養成費						
合計						

[研究費] (単位：千円)

項目	至近実績				年度	原備算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
社内研究費							
委託研究費							
合計							

[諸費]

(単位：千円)

項目	至近実績				年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
通信運搬費							
旅費							
寄付金							
団体費							
その他諸費							
合計							

[貸倒損]

(単位：千円)

項目	至近実績				年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
貸倒損引当額							
貸倒損発生額							
合計							

[固定資産除却費]

(単位：千円)

項目	至近実績				年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
水力発電設備	除却損						
	除却費用						
火力発電設備	除却損						
	除却費用						
原子力発電設備	除却損						
	除却費用						
新エネルギー等発電設備	除却損						
	除却費用						
業務設備	除却損						
	除却費用						
合計	除却損						
	除却費用						

[廃炉拠出金費]

(単位：千円)

項目	至近実績			年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度			
廃炉拠出金費						

[共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）]

(単位：千円)

項目	(何)	至近実績			年度	原価算定期間計	備考
		年度	年度	年度			
共有設備費等分担額	小計						
共有設備費等分担額（貸方）	小計						
合計							

(記載注意)

(何)の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[開発費、開発費償却]

(単位：千円)

項目	至近実績			年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度			
開発費						
開発費償却						
合計						

[電力費振替勘定(貸方)]

(単位：千円)

項目	至近実績			年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度			
建設工費用						
附帯事業用						
合計						

[株式交付費、社債発行費]

(単位：千円)

項目	至近実績			年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度			
株式交付費						
社債発行費						
合計						

(4)第3条第2項第4号関係

[修繕費]

(単位：千円)

項目		至近実績				年度	原価算定期間計		備考
		年度	年度	年度	平均修繕費率(%)		平均修繕費率(%)		
水力発電設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
火力発電設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
原子力発電設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
新エネルギー等発電等設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
業務設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
合計	平均帳簿原価								
	普通修繕費								

(記載注意)

業務設備の普通修繕費の( )内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係  
[水利使用料]

(単位：千円)

項目	年度	原価算定期間計	備考
水利使用料			

(6) 第3条第2項第6号関係  
[減価償却費]

(単位：千円)

項目	年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	普通償却費		
	特別償却費		
	試運転償却費		
火力発電設備	普通償却費		
	特別償却費		
	試運転償却費		
原子力発電設備	普通償却費		
	特別償却費		
	試運転償却費		
新エネルギー等 発電等設備	普通償却費		
	特別償却費		
	試運転償却費		
業務設備	普通償却費		
	特別償却費		
合計	普通償却費		
	特別償却費		
	試運転償却費		

(7) 第3条第2項第7号関係  
[固定資産税、雑税及び事業税]

(単位：千円)

項目	年度	原価算定期間計	備考
固定資産税			
雑税			
事業税			
合計			

(8) 第3条第2項第8号関係

[他社購入電源費、非化石証書購入費]

(単位：千円)

項目	料金計	年度			原価算定期間計 ( )	備考
		( )	( )	( )		
他社購入電源費						
他社購入電源費に係る電力量(10 <sup>6</sup> kWh)						
非化石証書購入費	料金計					
非化石証書購入費に係る電力量(10 <sup>6</sup> kWh)						

(記載注意)

他社購入電源費の( )内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

[建設分担関連連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連連費振替額(貸方)]

(単位：千円)

項目	至近実績				平均振替率 (%)	年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	年度				
建設分担関連連費振替額(貸方)								
総工事資金振替額								
附帯事業営業費用分担関連連費振替額(貸方)								

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却、社債発行費償却]

(単位：千円)

項目	対象交付(発行)費用	年度			原価算定期間計	備考
		年度	年度	年度		
株式交付費償却						
社債発行費償却						
合計						

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

(単位：千円)

項目	法人税		年度	原価算定期間計	備考
	法人税	法人税割			
法人税等					
合計					

第2表

事業報酬明細表  
(第4条第2項第1号関係)

(単位：千円)

項目		年度	原価算定期間計	備考	
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産				
	建設中の資産				
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定				
	核燃料資産				
	特定投資				
	運転資本	営業資本			
		貯蔵品			
		小計			
	繰延償却資産				
	合計				
報酬率 (%)					
電気事業報酬額					

第3表

事業報酬明細表  
(第4条第2項第3号のうち事業者のレートベースの額)

(単位：千円)

項目		年度	原価算定期間計	備考	
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産				
	建設中の資産				
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定				
	核燃料資産				
	特定投資				
	運転資本	営業資本			
		貯蔵品			
		小計			
	繰延償却資産				
	合計				

《項目別明細表》  
 (1)第4条第3項關係  
 [特定固定資産]

(單位：千円)

項 目		年度	原価算定期間計	備考
水力發電設備	期首 残高	帳簿原価		
		工事費負担金等		
		減価償却累計額		
		差引帳簿価額		
	期中 増減額	帳簿原価増加額		
		工事費負担金等増加額		
		減価償却累計額増加額		
		帳簿原価減少額		
		工事費負担金等減少額		
	期末 残高	帳簿原価		
		工事費負担金等		
		減価償却累計額		
		差引帳簿価額		
平均	帳簿価額			
火力發電設備	期首 残高	帳簿原価		
		工事費負担金等		
		減価償却累計額		
		差引帳簿価額		
	期中 増減額	帳簿原価増加額		
		工事費負担金等増加額		
		減価償却累計額増加額		
		帳簿原価減少額		
		工事費負担金等減少額		
	期末 残高	帳簿原価		
		工事費負担金等		
		減価償却累計額		
		差引帳簿価額		
平均	帳簿価額			

(単位：千円)

項目		年度	原価算定期間計	備考
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価		
		工事費負担金等		
		減価償却累計額		
		差引帳簿価額		
	期中増減額	帳簿原価増加額		
		工事費負担金等増加額		
		減価償却累計額増加額		
		帳簿原価減少額		
	期末残高	帳簿原価		
		工事費負担金等		
		減価償却累計額		
		差引帳簿価額		
	平均帳簿価額			
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価		
		工事費負担金等		
		減価償却累計額		
		差引帳簿価額		
	期中増減額	帳簿原価増加額		
		工事費負担金等増加額		
		減価償却累計額増加額		
		帳簿原価減少額		
	期末残高	帳簿原価		
		工事費負担金等		
		減価償却累計額		
		差引帳簿価額		
	平均帳簿価額			
業務設備	期首残高	帳簿原価		
		工事費負担金等		
		減価償却累計額		
		差引帳簿価額		
	期中増減額	帳簿原価増加額		
		工事費負担金等増加額		
		減価償却累計額増加額		
		帳簿原価減少額		
	期末残高	帳簿原価		
		工事費負担金等		
		減価償却累計額		
		差引帳簿価額		
	平均帳簿価額			
レートベース				

[建設中の資産]

(単位：千円)

項 目		年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
火力発電設備	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
原子力発電設備	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
新エネルギー等発電等設備	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
業務設備	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
レートベース				

[使用済燃料再処理関連加工仮勘定]

(単位：千円)

項 目		年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料再処理 関連加工 仮勘定	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
レートベース				

[核燃料資産] (単位：千円)

項 目		年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の 核燃料資産	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
再処理関係 核燃料資産	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
レートベース				

[特定投資] (単位：千円)

項 目		年度	原価算定期間計	備考
(何)	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
レートベース				

(記載注意)

(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

[運転資本（営業資本）] (単位：千円)

項 目		年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	(何)			
	小 計			
控除収益項目	(何)			
	小 計			
合 計				
レートベース				

(記載注意)

(何) の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）] (単位：千円)

項 目			年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯 蔵品	(何)	消費金額			
		平均月数			
		計			
	小 計				
新エネル ギー等貯蔵 品	(何)	消費金額			
		平均月数			
		計			
	小 計				
その他貯蔵 品	配電平均帳簿原価				
	一般貯蔵品払出率				
	一般貯蔵品在庫率				
	小 計				
合 計					
レートベース					

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：千円)

項 目		年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額			
	増加額			
	償却額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
社債発行費	期首帳簿価額			
	増加額			
	償却額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
開発費	期首帳簿価額			
	増加額			
	償却額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
レートベース				

(2) 第4条第4項関係

(単位：%)

項 目		年度	適用率	備考
自己資本報酬率 [報酬率]	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値			
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率			
他人資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人及び事業の譲渡し又は分割により当該法人の営む発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者であって有価証券報告書を提出している者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率			
事業報酬率				

(記載注意)

- ・ 報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。
- ・ 項目別明細表のうち、第4条第3項関係については、第4条第2項第1号、同条第2項第3号のうち事業者のレートベースの額に係るものの別に作成すること。

第 4 表

控除収益明細表

項目	年度	原価算定期間計	備考
他社販売電源料			(単位：千円)
電気事業雑収益			
預金利息			
賠償負担金相当収益			
廃炉円滑化負担金相当収益			
合計			

《項目別明細表》

第 5 条第 2 項関係

[他社販売電源料]

項目	料金計	年度	原価算定期間計	備考
他社販売電源料				
電力量(10 <sup>6</sup> kWh)				

項目	至近実績			平均	年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度				
契約超過金							
違約金							
諸貸付料							
受託運転益							
受託工事益							
広告料							
供給雑収							
雑口							
合計							

【電気事業雑収益】

(単位：千円)

項目	至近実績				平均残高率 (%)	適用金利 (%)	年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	年度					
(何)									
合計									
電灯・電力料収入									

【預金利息】

(単位：千円)

(何) の欄には、預金について種類ごとに記載すること。  
(記載注意)

項目	至近実績				平均	年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	年度				
賠償負担金相当収益								

【賠償負担金相当収益】

(単位：千円)

項目	至近実績				平均	年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	年度				
廃炉円滑化負担金相当収益								

【廃炉円滑化負担金相当収益】

(単位：千円)

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第6条第3項関係)

部門整理表

(単位：千円)

	水力 発電費		火力 発電費		原子力 発電費		新エネルギー 等発電等費		販売費		合計
	計		計		計		計		計		
	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般	
役員給与											
給料手当											
給料手当振替額(貸方)											
退職給与金											
厚生費											
委託集金費											
雑給											
燃料費											
使用済燃料再処理等拠出 金費											
廃棄物処理費											
特定放射性廃棄物処分費											
消耗品費											
修繕費											
水利使用料											
補償費											
賃借料											
委託費											
損害保険料											
原子力損害賠償資金補助 法一般負担金											
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金											
普及開発関係費											
養成費											
研究費											
諸費											
貸倒損											
固定資産税											
雑税											
減価償却費											
固定資産除却費											
廃炉拠出金費											
共有設備費等分担額											
共有設備費等分担額(貸 方)											
建設分担関連費振替額 (貸方)											
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方)											
開発費											
開発費償却											
株式交付費											
株式交付費償却											
社債発行費											
社債発行費償却											
法人税等											
電気事業報酬											
合計											

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第4 (第6条第4項関係)

## 販売費整理表

単位：千円)

様式第四の二を削る。  
様式第五を次のように改める。

	需要家費	給電費	一般販売費	合計
役員給与				
給料手当				
給料手当振替額(貸方)				
退職給与金				
厚生費				
委託集金費				
雑給				
燃料費				
使用済燃料再処理等抛出金費				
廃棄物処理費				
特定放射性廃棄物処分費				
消耗品費				
修繕費				
水利使用料				
補償費				
賃借料				
委託費				
損害保険料				
原子力損害賠償資金補助法 一般負担金				
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金				
普及開発関係費				
養成費				
研究費				
諸費				
貸倒損				
固定資産税				
雑税				
減価償却費				
固定資産除却費				
廃炉抛出金費				
共有設備費等分担額				
共有設備費等分担額(貸方)				
建設分担関連費振替額(貸方)				
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方)				
開発費				
開発費償却				
株式交付費				
株式交付費償却				
社債発行費				
社債発行費償却				
法人税等				
電気事業報酬				
合計				

(記載注意) 様式第1の注1及び2と同様とすること。

送配電非関連費明細表

（単位：千円）

様式第五の二を削る。  
様式第六から様式第七までを次のように改める。

	総水力発電費		総火力発電費		総新エネルギー等発電費		総原子力発電費		給電費		合計	
	計		計		計		計		計		計	
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変
役員給与												
給料手当												
給料手当振替額（貸方）												
退職給与金												
厚生費												
委託集金費												
雑給												
燃料費												
使用済燃料再処理等拠出金費												
廃棄物処理費												
特定放射性廃棄物処分費												
消耗品費												
修繕費												
水利使用料												
補償費												
賃借料												
委託費												
損害保険料												
原子力損害賠償資金補助法一般負担金												
原賠・廃炉等支援機構一般負担金												
普及開発関係費												
養成費												
研究費												
諸費												
貸倒損												
固定資産税												
雑税												
減価償却費												
固定資産除却費												
廃炉拠出金費												
共有設備費等分担額												
共有設備費等分担額（貸方）												
他社購入電源費												
非化石証書購入費												
建設分担関連費振替額（貸方）												
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）												
開発費												
開発費償却												
株式交付費												
株式交付費償却												
社債発行費												
社債発行費償却												
法人税等												
電気事業報酬							0	0	0			
他社販売電源料												
合計												

（記載注意）  
様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第 6 (第 9 条第 3 項関係)

送配電非関連需要明細表

	最大電力 (10 <sup>3</sup> kW)	尖頭時責任電力 (10 <sup>3</sup> kW)		発受電量 (10 <sup>6</sup> kWh)	口数
		夏期	冬期		
非特定需要					
特定需要					
合計					

様式第 6 の 2 (第 9 条第 7 項関係)

送配電非関連需要明細表

	最大電力 (10 <sup>3</sup> kW)	尖頭時責任電力 (10 <sup>3</sup> kW)		発受電量 (10 <sup>6</sup> kWh)	口数
		夏期	冬期		
非特定需要					
特定高圧需要					
特定低圧需要					
合計					

様式第7 (第16条関係)

送配電非開連費及び送配電開連費等計算表

(単位：千円)

	送配電非開連費						送配電開連費		配電開連費		合計					
	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計	固有	追加	送配電開連費	配電開連費	計			
特定需要	初年度															
	二年度															
	三年度															
原価算定期間計																

(記載注意)

- 1 固有の欄には第10条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。
- 2 法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合には、年度ごとに作成すること。
- 3 沖縄電力においては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第七の二を削る。  
 様式第八から様式第十二までを次のように改める。

様式第 8 (第18条第 7 項関係)

		固定費	可変費	需要家費	特定需要原価等と料金収入の比較表		合計	販売電力量 (10 <sup>6</sup> kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
					送配電関連費	配電関連費				
特定需要	初年度									
	二年度									
	三年度									
原価算定期間計										

(記載注意)

1 法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、送配供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する  
 場合にあつては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価 (円/kWh)  
 の記載を省略することができる。

2 沖縄電力にあつては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第9（第19条第2項関係）

特別変動額総括表

（単位：千円）

項 目	変 動 金 額	備 考
燃料費		
使用済燃料再処理等拠出金費		
特定放射性廃棄物処分費		
他社購入電源費		
他社販売電源料		
事業税		
合 計		

原価算定期間を、 年 月 から 年 月 までの 年 として算定した。  
（記載注意）

変動金額の欄は、外生的燃料費等変動相当額を整理すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

（単位：千円）

項 目		変 動 金 額	備 考
火力燃料費	石炭費		
	燃料油費		
	ガス費		
	その他		
	小 計		
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 （又は核燃料減損修正益（貸方））		
	濃縮関連費		
	小 計		
新エネルギー等燃料費			
合 計			
火力燃料重油換算消費量（ $10^3$ kl）			
火力発電電力量（発電端 $10^6$ kWh）			
原子力発電電力量（発電端 $10^6$ kWh）			
新エネルギー等燃料重油換算消費量（ $10^3$ kl）			
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端 $10^6$ kWh）			

（参考）主要燃料消費数量、消費価格

項 目		変 動 数 量	備 考
消費数量	石炭（ $10^3$ t）		
	重油（ $10^3$ kl）		
	原油（ $10^3$ kl）		
	LNG（ $10^3$ t）		

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第10 (第19条第3項関係)  
特別送配電非関連連費明細表

項目	可変費
燃料費	
使用済燃料再処理等拠出金費	
特定放射性廃棄物処分費	
廃炉拠出金費	
他社購入電源費	
他社販売電源料	
事業税	
合計	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第11 (第19条第5項関係)  
特別送配電非関連連費計算表

	可変費
特別送配電非関連連費	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第12 (第19条第5項関係)  
特別原価等集計表

	可変費
特定需要	

(記載注意)  
沖縄電力にあっては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第十一の二の証書。

様式第十三及び様式第十四を次のように改める。

様式第13 (第19条第11項関係)

特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表

(単位：千円)

	初年度	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費		合計	販売電力量 (10 <sup>6</sup> kWh)	単価 (円/kWh)		想定料金 収入
					配電関連費						
特定需要	二年度		( )				( )		( )	( )	( )
	三年度								( )	( )	
	原価算定期間計					( )				( )	

(記載注意)

- 1 特定需要の ( ) 内には、特別変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。
- 2 法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあつては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価 (円/kWh) の記載を省略することができる。
- 3 沖縄電力にあつては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。この場合において、特定高圧需要及び特定低圧需要の ( ) 内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第14 (第21条第2項関係)

特定変動額総括表

(単位：千円)

項目	変動金額	備考
燃料費		
他社購入電源費		
他社販売電源料		
合計		

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。  
(記載注意)

変動金額の欄は、石油石炭税相当額の変動に係るものを整理すること。

〔主な項目の内訳〕

(単位：千円)

項目	変動金額	備考
火力燃料費	石炭費	
	燃料油費	
	ガス費	
	その他	
合計		

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第十四の二を削る。  
様式第十五及び第十六を次のように改める。

様式第15 (第21条第3項関係)  
特定送配電非関連費明細表

(単位：千円)

項 目	可 変 費
燃料費	
他社購入電源費	
他社販売電源料	
合 計	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第16 (第21条第5項関係)  
特定送配電非関連費計算表

(単位：千円)

特定送配電非関連費	可 変 費
-----------	-------

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第十六の二を削る。  
様式第十七から様式第十九までを次のように改める。

様式第17 (第21条第5項関係)  
特定原価等集計表

(単位：千円)

特定需要	可 変 費
------	-------

(記載注意)

沖縄電力にあつては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第18 (第21条第11項関係)

特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表

(単位：千円)

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 <sup>6</sup> kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
特 定 需 要		( )				( )		( )	( )

(記載注意)

- 1 特定需要の( )内には、特定変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。
- 2 沖縄電力にあつては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。この場合において、特定高圧需要及び特定低圧需要の( )内には、特定変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第19 (第22条第2項関係)

特殊変動額総括表

(単位：千円)

	項 目	変 動 金 額	備 考
初年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
	送配電関連費		
二年度	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
	送配電関連費		
	配電関連費		
三年度	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
原価算定期間計	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
	送配電関連費		

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。

(記載注意)

法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間期間内において、託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合には、年度ごとに作成すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第十九の次に次の一様式を加える。

様式第19の2 (第22条第3項関係)  
特殊送配電非関連費用明細表

項目	(単位：千円)	
	固定費	可変費
原子力廃止関連仮勘定償却費		
他社購入電源費		
他社販売電源料		
合計		

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第二十及び様式第二十一を次のように改める。

様式第20 (第22条第5項)  
特殊送配電関連費等計算表

	(単位：千円)	
	固定費	可変費
初年度		
特殊送配電関連費		
特殊送配電非関連費		
特殊送配電関連費		
特殊送配電非関連費		
二年度		
特殊送配電関連費		
特殊送配電非関連費		
特殊送配電関連費		
特殊送配電非関連費		
三年度		
特殊送配電関連費		
特殊送配電非関連費		
特殊送配電関連費		
特殊送配電非関連費		
原価算定期間		
特殊送配電関連費		
特殊送配電非関連費		
計		

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間期間内において、託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合には、年度ごとを作成すること。

様式第21 (第22条第5項関係)  
特殊原価等集計表

(単位：千円)

	変 動 費
特 定 需 要	

(記載注意)

沖縄電力にあつては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第二十一の二を削る。

様式第二十二を次のように改める。

様式第22 (第22条第11項関係)

特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

(単位：千円)

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費		合計	販売電力量 (10 <sup>6</sup> kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
				( )	( )				
特定需要				( )	( )	( )		( )	( )
				( )	( )				
				( )	( )				
原価算定期間計				( )	( )		( )	( )	

(記載注意)

- 1 特定需要の ( ) 内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。
- 2 法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合には、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価 (円/kWh) の記載を省略することができる。
- 3 沖繩電力にあっては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。この場合において、特定高圧需要及び特定低圧需要の ( ) 内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

(みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正)

第二条 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成二十八年経済産業省令第四十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 みなし小売電気事業者に係る部門別収支の整理等(第二条―第五条)</p> <p>(削る)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 みなし小売電気事業者(沖縄電力株式会社を除く。)に係る部門別収支の整理等(第二条―第五条)</p> <p>第三章 沖縄電力株式会社に係る部門別収支の整理等(第六条)</p>

## 附則

### 第一章 総則

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。別表第一において「会計規則」という。）及びみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「小売料金算定規則」という。）において使用する用語の例による。

## 附則

### 第一章 総則

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。別表第一において「会計規則」という。）、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「小売料金算定規則」という。）及び電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）において使用する

---

第二章 みなし小売電気事業者に係る部門別

収支の整理等

(部門別収支の整理等)

第二条 みなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）は、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う全ての事業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる

る用語の例による。

---

第二章 みなし小売電気事業者（沖縄電力株式

会社を除く。）に係る部門別収支の整理等

(部門別収支の整理等)

第二条 みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下「事業者」という。）は、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う全

基準に基づき、様式に整理しなければならない。

2 (略)

(証明書)

第三条 事業者は、様式が別表第一に掲げる基準又は前条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人による証明書を得なければならない。

(削る)

ての事業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。

2 (略)

(証明書)

第三条 事業者は、様式が別表第一に掲げる基準又は前条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人による証明書を  
得なければならない。

第三章 沖繩電力株式会社に係る部門別収支

(削る)

の整理等

第六条 沖繩電力は、旧法第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、全ての事業に係る収益及び費用について、別表第二に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。

2 沖繩電力は、別表第二6.(8)に規定された他社販売送電料に係る基準について、沖繩電力の実情に応じた基準を定め、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

3 第二条第二項及び第三条から前条までの規定

は、第一項の規定により様式を整理する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第二項	前項	第六条第一項
第三条	別表第一	別表第二
前条第二項	第六条第三項に おいて読み替え て準用する前条 第二項	
第四条	第二条	第六条第一項及 び同条第三項に

1. (略)

事業者に係る部門別収支配分基準

別表第1 (第2条関係)

1. (略)

事業者に係る部門別収支配分基準

別表第1 (第2条関係)

前条	前条	及び前条	において読み替えて準用する第二 条第二項
前条	次条第三項にお いて読み替えて 準用する前条	並びに第六条第 三項において読 み替えて準用す る前条	

---

2. 事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附带事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附带事業営業費用、附带事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等及び国際最低課税額に対する法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生を主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及

---

2. 事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附带事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附带事業営業費用、附带事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生を主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同

---

---

び内燃力発電費をいう。以下同じ。) 、 原子力発電費、 新エネルギー等発電等費、 他社購入電力料 (特定抑制依頼に係る費用を含む。) 、 販売費 (特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ) に係る費用を除く。以下同じ) 、 休止設備費、 貸付設備費、 一般管理費、 接続供給託送料 (沖縄電力株式会社 (以下「沖縄電力」という。) にあつては、 非特定需要、 特定高圧需要及び特定低圧需要に应ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額 (その小売電気事業等を行うために沖縄電力が使用する電気に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。) を含む。) 及びその他に整理すること。

3. 2. により各欄に整理された額を、 次の方法に

---

じ。) 、 原子力発電費、 新エネルギー等発電等費、 他社購入電力料 (特定抑制依頼に係る費用を含む。以下同じ。) 、 販売費 (特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ) 、 休止設備費、 貸付設備費、 一般管理費、 接続供給託送料 及びその他に整理すること。

3. 2. により各欄に整理された額を、 次の方法に

---

より、各部門の欄に整理すること。

(1) 次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

(略)

法人税等

法人税等

事業税 特定需要・一般需要外部門

国際最低課税額に対する法人税等 特定需

要・一般需要外部門

(2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

---

より、各部門の欄に整理すること。

(1) 次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

(略)

法人税等

法人税等

事業税 特定需要・一般需要外部門

(新設)

(2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

---

電気事業営業収益

(削る)

電気事業雑収益 料金収入比

営業費用

電気事業営業費用

廃炉等負担金 料金収入比

接続供給託送料 (インバランスに係る費

用) 事業者が一般送配電事業を営む他の

者又は配電事業を営む他の者に対して供

給した電気の量と当該事業者の小売供給

を行う事業の用に供するための電気の量

に相当する電気の量との30分を単位とし

電気事業営業収益

使用済燃料再処理等既発電料受取契約締

結分 発電電量比

電気事業雑収益 料金収入比

営業費用

電気事業営業費用

廃炉等負担金 料金収入比

接続供給託送料 (インバランスに係る費

用) (みなし小売電気事業者)が一般送配電

事業を営む他の者又は配電事業を営む他

の者に対して供給した電気の量と当該み

なし小売電気事業者の小売供給を行う事

業の用に供するための電気の量に相当す

---

た差について、当該他の者が接続供給において行う当該事業者に対する電気の供給に係る料金として当該事業者が負担する費用であって、当該事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。)に限る。) 発受電等量比

事業税 料金収入比  
開発費 料金収入比  
開発費償却 料金収入比  
電力費振替勘定 (貸方) 料金収入比

---

る電気の量との30分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該みなし小売電気事業者に対する電気の供給に係る料金として当該みなし小売電気事業者が負担する費用であって、当該みなし小売電気事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。以下同じ。)に限る。) 発受電等量比

事業税 料金収入比  
開発費 料金収入比  
開発費償却 料金収入比  
電力費振替勘定 (貸方) 料金収入比

営業外収益

財務収益 料金収入比

4. (略)

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(1) (略)

(2) 一般管理費 ((1)により整理されたものを含む。以下この(2)において同じ。) を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費 (以下「5部門」という。) に配分することにより整

営業外収益

財務収益 料金収入比

4. (略)

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(1) (略)

(2) 一般管理費 ((1)により整理されたものを含む。以下この(2)において同じ。) を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費 (以下「5部門」という。) に配分することにより整

理すること。

① (略)

② ①の整理により難しい費用を、別表第2に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

(3) 販売費 ((2)により整理されたものを含む。以下この(3)において同じ。) を、次の方法により、給電設備に係る費用 (以下「給電費用」という。) 、調定及び集金に係る費用 (以下「販売需要家費用」という。) 並びにその他販売費用 (以下「一般販売費用」という。) に配分することにより整理すること。

① (略)

理すること。

① (略)

② ①の整理により難しい費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

(3) 販売費 ((2)により整理されたものを含む。以下この(3)において同じ。) を、次の方法により、給電設備に係る費用 (以下「給電費用」という。) 、調定及び集金に係る費用 (以下「販売需要家費用」という。) 並びにその他販売費用 (以下「一般販売費用」という。) に配分することにより整理すること。

① (略)

---

② ①の整理により難しい費用を、営業費用項目ごとに、別表第2に定める活動帰属基準又は配賦基準により、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

(4) 2. により整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費及び販売費 ((1)から(3)までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を含む。)を合計したものを(以下「送配電非関連費用」という。)を整理すること。

---

② ①の整理により難しい費用を、営業費用項目ごとに、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

(4) (1)から(3)までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を合計したもの (以下の(4)、(5)及び(10)において「送配電非関連費用」という。) を整理すること。

---

---

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

- (5) (4)により整理された送配電非関連費用（販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この(5)において同じ。）を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第3項の規定によ

---

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

- (5) (4)により整理された送配電非関連費用（販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この(5)において同じ。）を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第3項の規定によ

---

り同条第1項の認可を受けたとみなされる改正  
法第1条の規定による改正前の法第19条第1項  
若しくは第4項による旧供給約款の認可若しく  
は届出、又は旧法第19条第4項による特定小売  
供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近  
のものに当たり、小売料金算定規則第8条又は  
小売料金算定規則附則第2項の規定により廃止  
された一般電気事業供給約款料金算定規則（平  
成11年通商産業省令第105号）第8条において使  
用された基準により、販売電力量にかかわらず  
必要な送配電非関連費用（以下この(5)及び(6)に  
おいて「送配電非関連固定費用」という。）及  
び販売電力量によって変動する送配電非関連費

---

り同条第1項の認可を受けたとみなされる改正  
法第1条の規定による改正前の法第19条第1項  
若しくは第4項による旧供給約款の認可若しく  
は届出、又は旧法第19条第4項による特定小売  
供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近  
のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可  
等」という。）に当たり、小売料金算定規則第  
8条又は小売料金算定規則附則第2項の規定に  
より廃止された一般電気事業供給約款料金算定  
規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧  
小売料金算定規則」という。）第8条において  
使用された基準により、販売電力量にかかわら  
ず必要な送配電非関連費用（以下この(5)及び(6)

---

用 (8)において「送配電非関連可変費用」という。) に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第 8 条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費 (原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。)、他社販売電源料 (原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。)、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理

において「送配電非関連固定費用」という。) 及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用 (以下の(5)及び(8)において「送配電非関連可変費用」という。) に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第 8 条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費 (原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。)、他社販売電源料 (原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。)、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理

理すること。

(6) (5)により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、二需要種別又は三需要種別に配分することにより整理すること。

① 送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

1) 二需要種別又は三需要種別の最大電力を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの最大電力の占める割合

2) 二需要種別又は三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

理すること。

(6) (5)により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、非特定需要及び特定需要に配分することにより整理すること。

① 送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

1) 非特定需要及び特定需要の最大電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合

2) 非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

3) 二需要種別又は三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

4) 二需要種別又は三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの発受電等量の占める割合

5) 二需要種別又は三需要種別ごとに、  
1) の割合に2を、2) の割合に0.5を、  
3) の割合に0.5を、4) の割合に1を乗じて得た合計の値を4で除して得た値

② 送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①5) の値により、二需要種別

3) 非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

4) 非特定需要及び特定需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電等量の占める割合

5) 非特定需要及び特定需要ごとに、  
1) の割合に2を、2) の割合に0.5を、3) の割合に0.5を、4) の割合に1を乗じて得た合計の値を4で除して得た値

② 送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①5) の値により、非特定需要

---

又は三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

- (7) (3)により整理された販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る二需要種別又は三需要種別の口数の合計のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの口数の占める割合により、二需要種別又は三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

- (8) (5)により整理された送配電非関連可変費用を、(6)①4)の値により、二需要種別又は三需要種別ごとに配分することにより整理すること。

- (9) (6)から(8)までにより整理された二需要種別又

---

及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

- (7) (3)により整理された販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る非特定需要及び特定需要の口数の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

- (8) (5)により整理された送配電非関連可変費用を、(6)①4)の値により、非特定需要及び特定需要ごとに配分することにより整理すること。

- (9) (6)から(8)までにより整理された非特定需要及

---

は三需要種別ごとの費用のうち、特定需要又は特定高压需要及び特定低压需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

(10) (3)により整理された一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれの部門の欄に整理すること。

① (6)から(8)までにより整理された送配電非関連費用（一般販売費用を除く。以下この(10)において同じ。）の合計額のうち、(6)から(8)までで整理された特定需要又は特定高压需要及び特定低压需要に係る送配電非関連費用の占める割合 特定需要部門

---

び特定需要ごとの費用のうち、特定需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

(10) (3)により整理された一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれの部門の欄に整理すること。

① (6)から(8)までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうち、(6)から(8)まで整理された特定需要に係る送配電非関連費用の占める割合 特定需要部門

---

---

② (略)

6. (略)

7. 法人税等 (法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。) を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうち各部門の税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該法人税等を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純利益及び税引前当期純損失の合計額のうち各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

---

② (略)

6. (略)

7. 法人税等 (法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。) を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうち各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

---

8. (略)

(削る)

8. (略)

別表第2 (第6条関係)

沖繩電力に係る部門別収支配分基準

1. 事業に係る収益及び費用を、次の方法により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部部門に配分することにより整理すること。
2. 事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し(貸方)、原子力発電工事償却準備引当金取崩し(貸方)及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務

費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電  
工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費  
用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理するこ  
と。なお、電気事業営業費用については、発生  
の  
主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費、  
原子力発電費、新エネルギー等発電等費、他社購  
入電力料、送電費、変電費、配電費、販売費（特  
定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休  
止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託  
送料及びその他に整理すること。この際、一の発  
電所又は蓄電所内に存する発電等設備、送電設  
備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通  
して利用される設備に係る電気事業営業費用につ

---

いては、当該発電所又は当該蓄電所ごとの当該発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電等費、送電費、変電費及び配電費に整理すること。

3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

(1) 次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料（非特定需要に係るもの及び離島等供給に係るものに限る。） 一般需要

部門

---

---

電力料 (非特定需要に係るもの、離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る。) 一般需要部門

他社販売電力料

他社販売電源料 (再生可能エネルギー

電気の利用の促進に関する特別措置法

(平成二十三年法律第百八号。以下

「再生可能エネルギー電気特措法」と

いう。) 第17条第1項各号に掲げる方

法により供給した電気の料金に限

る。) 特定需要・一般需要外部門

託送収益

接続供給託送収益 一般需要部門

---

<u>貸付設備収益</u>	<u>特定需要・一般需要外部</u>
<u>部門</u>	
<u>附帯事業営業収益</u>	<u>特定需要・一般需要外</u>
<u>部門</u>	
<u>営業費用</u>	
<u>電気事業営業費用</u>	
<u>原子力発電電費</u>	
<u>原子力損害賠償資金補助法特別負担金</u>	
<u>特定需要・一般需要外部</u>	
<u>原賠・廃炉等支援機構特別負担金</u>	<u>特</u>
<u>定需要・一般需要外部</u>	
<u>他社購入電力料</u>	
<u>他社購入電源費（再生可能エネルギー）</u>	

---

電気特措法第16条第1項に基づき一般送配電事業者及び配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものに限る。） 特定需要・一般需要外部門

休止設備費 特定需要・一般需要外部門

貸付設備費 特定需要・一般需要外部門

附带事業営業費用 特定需要・一般需要外部門

部門

営業外収益

事業外収益 特定需要・一般需要外部門

---

---

営業外費用

財務費用

附帯事業財務費用 特定需要・一般需要

外部門

事業外費用 特定需要・一般需要外部門

渇水準備金引当又は取崩し

渇水準備金引当 特定需要部門

渇水準備引当金取崩し(貸方) 特定需要

部門

原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し

原子力発電工事償却準備金引当 特定需

要・一般需要外部門

原子力発電工事償却準備引当金取崩し(貸

---

---

方)            特定需要・一般需要外部部門

特別利益          特定需要・一般需要外部部門

特別損失          特定需要・一般需要外部部門

法人税等

法人税等

事業税          特定需要・一般需要外部部門

(2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率によ

り、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分  
することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

託送収益

その他託送収益    料金収入比

---

電気事業雑収益      料金収入比

営業費用

電気事業営業費用

接続供給託送料（インバランスに係る費用に限る。）      発受電等量比

電源開発促進税      販売電力量比

事業税      料金収入比

開発費      料金収入比

開発費償却      料金収入比

電力費振替勘定（貸方）      料金収入比

営業外収益

財務収益      料金収入比

4. 2. により整理された接続供給託送料に係る額

---

から、3.により整理された接続供給託送料を控  
除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要  
部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部  
門の欄に整理すること。

5. 2.により整理された電気事業営業収益に係る  
額のうち、電灯料（特定高压需要に係るものに限  
る。以下この5.において「特定高压需要電灯  
料」という。）、電灯料（特定低压需要に係るも  
のに限る。以下この5.において「特定低压需要  
電灯料」という。）、電力料（特定高压需要に係  
るものに限る。以下この5.において「特定高压  
需要電力料」という。）及び電力料（特定低压需  
要に係るものに限る。以下この5.において「特

---

---

定低圧需要電力料」という。)を、次の方法によ  
り、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理す  
ること。

(1) 次の額及び値を算定すること。

- ① 改正法附則第 9 条第 1 項又は法第18条第 1  
項若しくは第 5 項による当該事業年度末前の  
直近の託送供給等約款の認可又は届出 (以下  
「直近の託送供給等約款の認可等」とい  
う。)に当たり、電気事業法等の一部を改正  
する法律附則第 9 条第 1 項の規定に基づき一  
般電気事業者が定める託送供給等約款で設定  
する託送供給等約款料金の算定に関する省令  
(平成27年経済産業省令第57号。以下「旧託

---

送料金算定規則」という。) 第 9 条第 3 項又は一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則 (平成28年経済産業省令第22号。以下「託送料金算定規則」という。) 第 9 条第 3 項において算定した総離島等供給費に旧託送料金算定規則第 3 条第 1 項又は託送料金算定規則第 9 条第 1 項第 5 号において算定した離島等供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第 7 条第 1 項又は一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令 (令和 4 年経済産業省令第61号。以下「算定省令」という。) 第 5 条第 1 項において算定した離島等供給に係る収益を

---

---

控除したもののうち高圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該高圧需要に係る電力量で除した額

② 直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第 9 条第 3 項又は託送料金算定規則第 9 条第 3 項において算定した総離島等供給費に旧託送料金算定規則第 3 条第 1 項又は託送料金算定規則第 9 条第 1 項第 5 号において算定した離島等供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第 7 条第 1 項又は算定省令第 5 条第 1 項において算定した離島等供給に係る収益を控除し

---

- 
- たもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額
- ③ 当該特定高圧需要電灯料及び当該特定高圧需要電力量について、小売料金算定規則第41条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額
- ④ 当該特定低圧需要電灯料及び当該特定低圧需要電力量について、小売料金算定規則第41条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額
- ⑤ 当該事業年度における特定高圧需要に係る販売電力量
-

⑥ 当該事業年度における特定低圧需要に係る販売電力量

(2) 特定高圧需要電灯料及び特定高圧需要電力料のうち、(1)①の額に(1)⑤の値を乗じて得た額に相当する額及び(1)③の額を一般需要部門の欄に、それ以外の額を特定需要部門の欄に整理し、特定低圧需要電灯料及び特定低圧需要電力料のうち、(1)②の額に(1)⑥の値を乗じて得た額に相当する額及び(1)④の額を一般需要部門の欄に、それ以外の額を特定需要部門の欄に整理すること。

6. 2. により各欄に整理された額のうち、3. から5. までに掲げるもの以外のものを、それぞれ

---

次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(1) 電気事業財務費用の整理

① 電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

1) 発生 of 主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、新エネルギー等発電等設備、送電設備、変電設備、配電設備、業務設備、休止設備、貸

---

付設備及び事業外固定資産を算定し、これらの固定資産合計額を算定すること。

この際、一の発電所又は蓄電所内に存する発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備の固定資産帳簿価額については、当該発電所又は当該蓄電所ごとの当該発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の固定資産帳簿価額に整理して算定すること。

2) 電気事業財務費用に、次の割合を乗じ

---

て得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

水力発電設備の固定資産帳簿価額／固定

資産合計額 水力発電費

火力発電設備の固定資産帳簿価額／固定

資産合計額 火力発電費

原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固

定資産合計額 原子力発電費

新エネルギー等発電等設備の固定資産帳

簿価額／固定資産合計額 新エネルギー

等発電等費

送電設備の固定資産帳簿価額／固定資産

合計額 送電費

---

---

変電設備の固定資産帳簿価額／固定資産  
合計額 変電費  
配電設備の固定資産帳簿価額／固定資産  
合計額 配電費  
業務設備の固定資産帳簿価額／固定資産  
合計額 一般管理費  
休止設備の固定資産帳簿価額／固定資産  
合計額 休止設備費  
貸付設備の固定資産帳簿価額／固定資産  
合計額 貸付設備費  
事業外固定資産の固定資産帳簿価額／固  
定資産合計額 営業外費用

---

② ①により整理された休止設備費、貸付設備

---

費及び営業外費用を特定需要・一般需要外部  
門の欄に整理すること。

(2) 一般管理費 ((1)により整理されたものを含  
む。以下この(2)において同じ。)を、次の方法  
により、8部門に配分することにより整理する  
こと。

① 一般管理費を、営業費用項目ごとに、発生  
の主な原因に応じて、可能な限り8部門に直  
課すること。

② ①の整理により難しい費用を、別表第3に定  
める活動帰属基準又は配賦基準により、営業  
費用項目ごとに整理すること。

(3) 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等

---

発電等費（(1)及び(2)により整理されたものを含む。以下この(3)において「水力・火力・新エネルギー等発電等費」という。）を、それぞれ、次の方法により、離島等供給に係る費用（以下「離島等供給費用」という。）又は離島等供給費用以外の費用（以下「非離島等供給費用」という。）に整理し、非離島等供給費用に整理された水力・火力・新エネルギー等発電等費を、アンシラリサービス費用及び非アンシラリサービス費用に配分することにより整理すること。

① 水力・火力・新エネルギー等発電等費を、  
営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じ

---

て、可能な限り離島等供給費用又は非離島等供給費用に直課すること。

② ①の整理により難しい費用を、営業費用項目ごとに、別表第4に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理すること。

③ ①及び②により整理された非離島等供給費用を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

(4) 変電費 ((1)及び(2)により整理されたものを含む。以下この(4)において同じ。)を、次の方法

---

---

により、低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要のいずれにも応じて使用される変電設備に係る費用（以下「受電用変電サービス費用」という。）及び受電用変電サービス費用以外の費用（以下「配電用変電サービス費用」という。）に配分することにより整理すること。

① 変電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り受電用変電サービス費用又は配電用変電サービス費用に直課すること。

② ①の整理により難しい費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、受電用変電サービス費用又

---

---

は配電用変電サービスマス費用に配分することにより整理すること。

- (5) 配電費 ((1)及び(2)により整理されたものを含む。以下この(5)において同じ。)を、次の方法により、引込線、計器、電流制限器、屋内配線の調査及び測定並びに検針に係る費用 (以下「配電需要家費用」という。)又は配電需要費用以外の費用に配分することにより整理し、配電需要家費用以外の費用を、低圧需要のみに応じて使用される配電設備に係る費用 (以下「低圧配電費用」という。)及び低圧配電費用以外の費用 (以下「高圧配電費用」という。)に配分することにより整理すること。

---

① 配電費を、営業費用項目ごとに、発生の主  
な原因に応じて、配電需要家費用又は配電需  
要家費用以外の費用に配分することにより整  
理すること。

② ①により整理された配電需要家費用以外の  
費用を、営業費用項目ごとに、低圧配電設備  
の建設費及び高圧配電設備の建設費の比率に  
より、低圧配電費用又は高圧配電費用に配分  
することにより整理すること。

(6) 販売費 ((2)により整理されたものを含む。以  
下この(6)において同じ。)を、次の方法によ  
り、離島等供給費用及び非離島等供給費用に整  
理し、非離島等供給費用に整理された販売費

---

---

を、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配分することにより整理し、給電費用を、ネットワーク給電費用及び非ネットワーク給電費用に配分することにより整理し、販売需要家費用を、ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理し、一般販売費用を、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理すること。

① 販売費を、営業費用項目ごとに、発生的主要原因に応じて、可能な限り離島等供給費用又は非離島等供給費用に直課すること。

② ①の整理により難しい費用を、営業費用項目

---

ごとに、別表第4に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理すること。

③ ①及び②により整理された非離島等供給費用を、次の方法により、ネットワーク給電費用、非ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用、非ネットワーク販売需要家費用、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に整理すること。

1) ①及び②により整理された非離島等供給費用を、営業費用項目ごとに、発生的主要原因に応じて、可能な限り給電費用、販

---

---

売需要家費用又は一般販売費用に直課すること。

2) 1) の整理により難しい費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

3) 1) 及び2) により整理された給電費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り、ネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に直課すること。

4) 3) の整理により難しい費用を、別表第

---

---

3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に配分することにより整理すること。

5) 1)及び2)により整理された販売需要家費用を、営業費用項目ごとに、発生的主要原因に応じて、可能な限りネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に直課すること。

6) 5)の整理により難しい費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要

---

---

家費用に配分することにより整理すること。

7) 1) 及び2) により整理された一般販売費用を、営業費用項目ごとに、発生的主要原因に応じて、可能な限りネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク一般販売費用に直課すること。

8) 7) の整理により難しい費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理すること。

(7) (1)から(6)までにより整理された送電費、アン

---

---

シラリースervice費用、受電用変電service費用、配電用変電service費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この(7)、(8)及び(14)において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうち非アンシラリースervice費用、火力発電費のうち非アンシラリースervice費用、新エネルギー等発電費のうち非アンシラリースervice費用、原子力発電費、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この(7)、(8)及

---

---

び(15)において「送配電非関連費用」という。)  
とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再生可能エネルギー電気特措法第16条第1項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものを除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）（以下この(7)において「他社購入電源費等」という。）を、発生の主な原因に

---

て、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理し、非離島等供給費用に整理された他社購入電源費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうち非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうち非アンシラリーサービス費用、新エネルギー発電等費のうち非アンシラリーサービス費用及び原動力発電費に、発電原動力の種類別及び発生的主要原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、他社購入送電費及び他社販売送電料を、送電費に整理すること。

(8) (7)により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及び

---

---

ネットワーカー一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。)を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用 (以下この(8)及び(9)において「送配電関連固定費用」という。)、販売電力量によって変動する送配電関連費用 (以下この(8)及び(12)において「送配電関連可変費用」という。)に配分することにより整理し、(7)により整理された送配電非関連費用 (非ネットワーカー販売需要家費用及び非ネットワーカー一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。)を、直

---

---

近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第22条又は旧小売料金算定規則第19条の5において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用  
(以下この(8)及び(10)において「送配電非関連固定費用」という。)及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用 (以下この(8)及び(12)において「送配電非関連可変費用」という。)に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第22条に規定された基準により整理すること。

この際、他社販売送電料を、第6条第2項の

---

基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

(9) (8)により整理された送配電関連固定費用を、次の①から④までに掲げる基準により、三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

① 送配電関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

1) 三需要種別の最大電力を合計した値の

---

---

うちに三需要種別ごとの最大電力の占める割合

2) 非特定需要 (特別高压需要を除く。)、特定高压需要及び特定低压需要の延契約電力を合計した値のうち非特定需要 (特別高压需要を除く。)、特定高压需要及び特定低压需要ごとの延契約電力の占める割合

3) 非特定需要 (特別高压需要及び高压需要を除く。) 及び特定低压需要の延契約電力を合計した値のうち非特定需要 (特別高压需要及び高压需要を除く。) 及び特定低压需要ごとの延契約電力の占める割合

---

- 
- 4) 三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合
- 5) 三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合
- 6) 三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電等量の占める割合
- 7) 非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需
-

---

要及び特定低圧需要ごとの発受電等量の占める割合

- 8) 非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの発受電等量の占める割合
- 9) 三需要種別ごとに、1)の割合に2を、4)の割合に0.5を、5)の割合に0.5を、6)の割合に1を乗じて得た合計の値を4で除して得た値
- 10) 非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ご

- 
- とに、2)の割合に2を、7)の割合に1  
を乗じて得た合計の値を3で除して得た値  
11) 非特定需要(特別高压需要及び高压需  
要を除く。)及び特定低压需要ごとに、  
3)の割合に2を、8)の割合に1を乗じ  
て得た合計の値を3で除して得た値
- ② 送配電関連固定費用(配電用変電サービ  
ス費用、低压配電費用及び高压配電費用を除  
く。)を、送配電関連需要についての①9)  
の値により、三需要種別ごとに、配分するこ  
とにより整理すること。
- ③ 送配電関連固定費用のうち、配電用変電サ  
ービス費用及び高压配電費用を、送配電関連
-

---

需要についての①10)の値により、非特定需要(特別高压需要を除く。)、特定高压需要及び特定低压需要ごとに、配分することにより整理すること。

④ 送配電関連固定費用のうち、低压配電費用を、送配電関連需要についての①11)の値により、非特定需要(特別高压需要及び高压需要を除く。)及び特定低压需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑩ (8)により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、三需要種別ごとに配分することにより整理すること。

① 送配電非関連需要について、次の割合及び

---

値を算定すること。

1) 三需要種別の最大電力を合計した値のうち  
に三需要種別ごとの最大電力の占める割合

2) 三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうち  
に三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

3) 三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうち  
に三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

4) 三需要種別の発受電等量を合計した値のうち  
に三需要種別ごとの発受電等量の占める割合

---

- 
- 5) 三需要種別ごとに、1)の割合に2  
を、2)の割合に0.5を、3)の割合に  
0.5を、4)の割合に1を乗じて得た合計  
の値を4で除して得た値
- ② 送配電非関連固定費用を、送配電非関連需  
要についての①5)の値により、三需要種別  
ごとに、配分することにより整理すること。
- (11) (5)及び(6)により整理された配電需要家費用及  
びネットワーク販売需要家費用を、送配電関連  
需要に係る三需要種別の口数の合計のうちに三  
需要種別ごとの口数の占める割合により、三需  
要種別ごとに、配分することにより整理し、(6)  
により整理された非ネットワーク販売需要家費
-

---

用を、送配電非関連需要に係る三需要種別の口数の合計のうちに三需要種別ごとの口数の占める割合により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

(12) (8)により整理された送配電関連可変費用及び送配電非関連可変費用を、次に掲げる基準により、三需要種別ごと及び非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

① 送配電関連可変費用（配電用変電サービ  
ス費用、低圧配電費用及び高圧配電費用を除

- 
- く。)を、(9)①6)の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。
- ② 送配電関連可変費用のうち、配電用変電サービス費用及び高压配電費用を、(9)①7)の値により、非特定需要(特別高压需要を除く。)、特定高压需要及び特定低压需要ごとに、配分することにより整理すること。
- ③ 送配電関連可変費用のうち、低压配電費用を、(9)①8)の値により、非特定需要(特別高压需要及び高压需要を除く。)及び特定低压需要ごとに、配分することにより整理すること。
- ④ 送配電非関連可変費用を、(10)①4)の値に
-

---

より、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

- (13) (9)から(12)までにより整理された三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの費用のうち、特定高圧需要及び特定低圧需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

- (14) (6)により整理されたネットワーカー一般販売費
-

---

用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

① (9)、(11)及び(12)により整理された送配電関連費用の合計額のうち、(9)、(11)及び(12)により整理された特定低圧需要及び特定高圧需要に係る送配電関連費用の占める割合 特定需要部門

② (9)、(11)及び(12)により整理された送配電関連費用の合計額のうち、(9)、(11)及び(12)により整理された非特定需要に係る送配電関連費用の占める割合 一般需要部門

(15) (6)により整理された非ネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ

---

---

次の部門の欄に整理すること。

① (10)から(12)までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうち、(10)から(12)までで整理された特定低圧需要及び特定高圧需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合 特定需要部門

② (10)から(12)までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうち、(10)から(12)までで整理された非特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合 一般需要部門

(16) (3)、(6)及び(7)により整理された離島等供給費用を一般需要部門の欄に整理すること。

7. 上記までにより各部門に整理された電気事業収

---

---

益、電気事業費用、電気事業外収益及び電気事業外費用を、次の式により税引前当期純利益又は純損失に整理すること。

電気事業収益－電気事業費用＋電気事業外収益  
－電気事業外費用

8. 法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、5.により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうち各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

9. 7.により各部門ごとに整理された税引前当期純利益又は純損失から、8.により各部門ごとに整理された法人税を控除した額を当期純利益又は

---

純損失の各部門ごとの欄に整理すること。

別表第2

費用 等の 項目	一般管理費		(削 る)	販売費	
	活動帰 属基準	配賦基 準		活動帰 属基準	配賦基 準
	(削 る)	(削 る)			

別表第3

費用 等の 項目	一般管理費		変電 費	販売費並びに 給電費用、販 売需要家費用 及び一般販売 費用	
	活動帰 属基準	配賦基 準		適 動 帰 属 基 準	配 賦 基 準

役員 給与	直課さ れた各 部門人 員数比	—	( 削 る )	( 削 る )	直課さ れた人 員数比	—
----------	--------------------------	---	------------------	------------------	-------------------	---

役員 給与	直課さ れた各 部門人 員数比	—	二	受 電 用 変 電 設 備 及 び 配 電 用 変	直課さ れた人 員数比	—
----------	--------------------------	---	---	---	-------------------	---

給料	同上	—	( 削	( 削	同上	—
手当			る )	る )		

給料	同上	—	二	同	同上	—
手当				上		
				電 設 備 の 一 帳 簿 原 価 比		

給料	同上	—	( 削	( 削	同上	—
手当			る	る		
振替			る	る		
額			)	)		
(貸						
方)						
退職	同上	—	( 削	( 削	同上	—
給与			る	る		
金			)	)		
厚生	同上	—	( 削	( 削	同上	—
費			る	る		

給料	同上	—	二	同上	同上	—
手当				上		
振替						
額						
(貸						
方)						
退職	同上	—	二	同上	同上	—
給与				上		
金						
厚生	同上	—	二	同上	同上	—
費				上		

			) )		
雑給	同上	—	( ( 削削 るる	同上	—
			) )		
消耗 品費	同上	—	( ( 削削 るる	同上	—
			) )		
修繕 費	各部門 業務用 建物床 面積比	—	( ( 削削 るる	業務用 建物床 面積比 (建物	—

雑給	同上	—	二 同 上	同上	—
消耗 品費	同上	—	二 同 上	同上	—
修繕 費	各部門 業務用 建物床 面積比	—	受 電 用 変	業務用 建物床 面積比 (建物	—

(建物 について では、 自己所 有物件 及び賃 借物件 とす る。)				(建物 について では、 自己所 有物件 及び賃 借物件 とす る。)	

(建物 について では、 自己所 有物件 及び賃 借物件 とす る。)		電 設 備 及 び 配 電 用 変 電 設 備 の		(建物 について では、 自己所 有物件 及び賃 借物件 とす る。)	

補償費	—	直課された各部門補償費比	( 削る )	( 削る )	—	直課された人員数比	

補償費	—	直課された各部門補償費比	二	受電用変電設備	—	直課された人員数比	
			変圧器容量比				

---


---

及び配電用変電設備の箇所数

---



委託費	—	各部門業務用	(削)	(削)	—	業務用建物床
-----	---	--------	-----	-----	---	--------

委託費	—	各部門業務用	二	同上	—	業務用建物床
変電設備の容量比						

		建物床面積比 (建物面積比)	る	る		面積比 (建物面積比)
		については、 自己所有物件 及び賃借物件 とす る。)				については、 自己所有物件 及び賃借物件 とす る。)
損害 保険	—	直課された各	(削	(削	—	直課された人

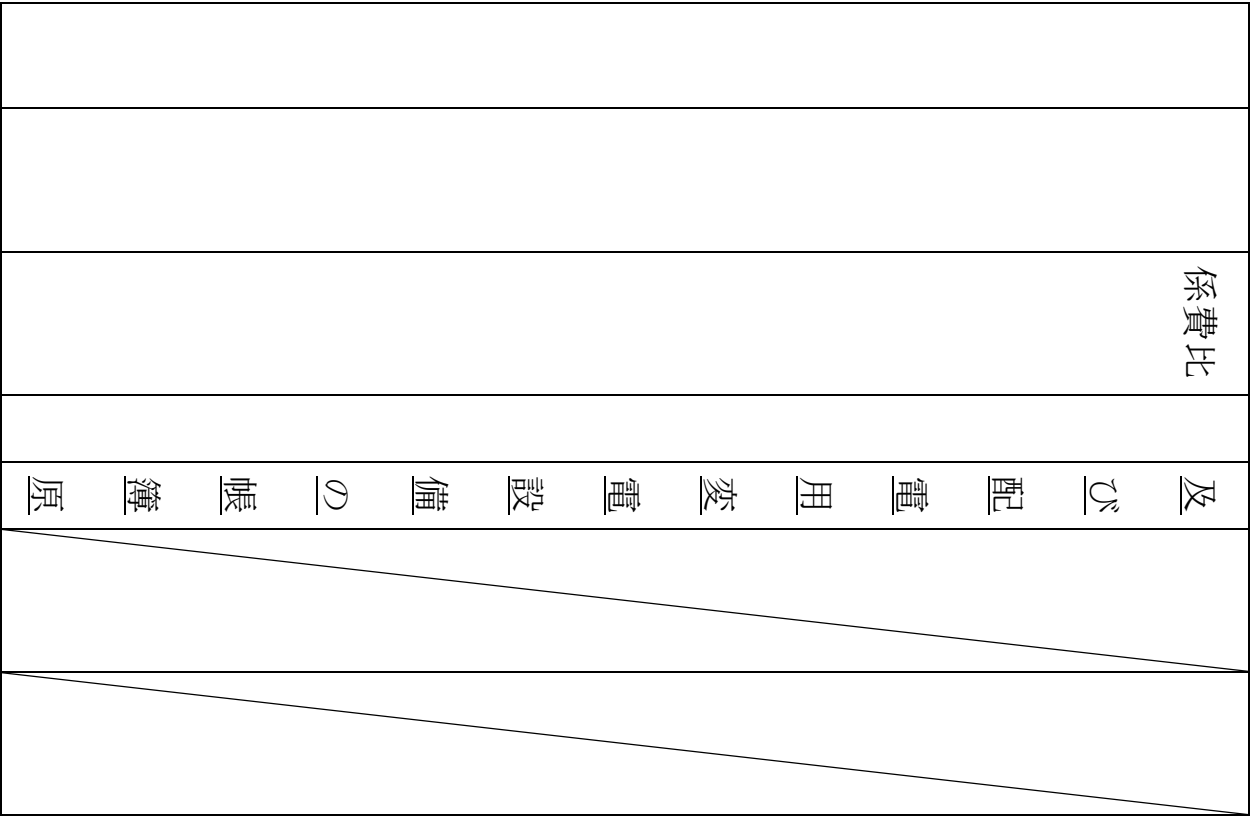
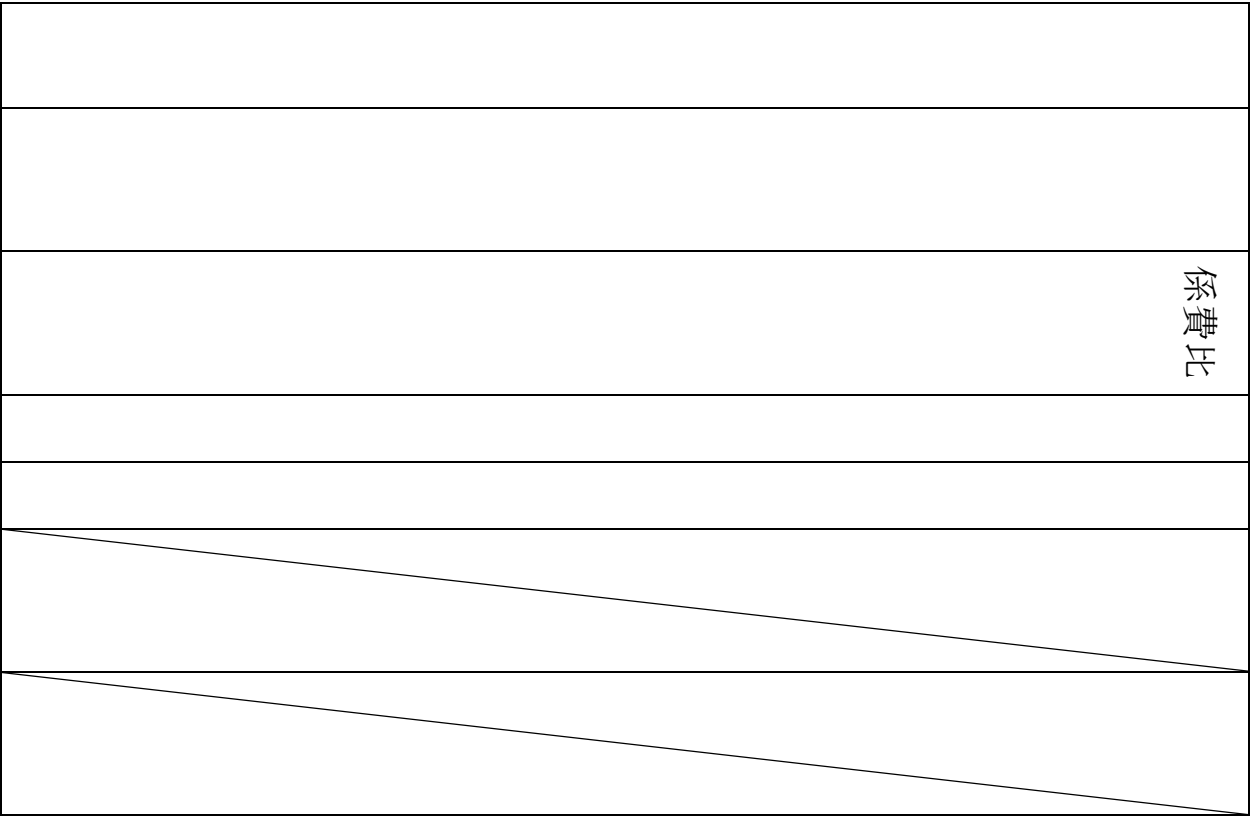
		建物床面積比 (建物面積比)				面積比 (建物面積比)
		については、 自己所有物件 及び賃借物件 とす る。)				については、 自己所有物件 及び賃借物件 とす る。)
損害 保険	—	直課された各	二	受電	—	直課された人

料								
		部門損 害保險 料比	る )	る )				員数比

料								
		部門損 害保險 料比			用 變 電 設 備 及 配 電 用 變 電 設			員数比

普及 開発 関係 費	一	各部門 費用比 又は直 課され た各部 門普及 開発関	( 削 る )	( 削 る )		

普及 開発 関係 費	一	各部門 費用比 又は直 課され た各部 門普及 開発関	二	受 電 用 変 電 設 備		



養成費	直課された各部門人員数比	—	( 削る )	( 削る )	直課された人員数比	—			
研究費	—	直課された研究費比	( 削る )	( 削る )	—	直課された人員数比			
諸費	—	直課された各部門人員	( 削る )	( 削る )	—	同上			

				価 比				
養成費	直課された各部門人員数比	—	二	同上	直課された人員数比	—		
研究費	—	直課された研究費比	二	同上	—	直課された人員数比		
諸費	—	直課された各部門人員	二	同上	—	同上		

		員数比	)	)		
貸倒	—	—	(	(	直課さ	—
損			削	削	れた貸	
			る	る	倒損比	
			)	)		
固定	各部門	—	(	(	業務用	—
資産	業務用		削	削	建物床	
税	建物床		る	る	面積比	
	面積比		)	)	(建物	
	(建物				につい	
	につい				ては、	
	ては、				自己所	
	自己所				有物件	

		員数比				
貸倒	—	—	二	二	直課さ	—
損					れた貸	
					倒損比	
固定	各部門	—	受	二	業務用	—
資産	業務用		電		建物床	
税	建物床		用		面積比	
	面積比		変		(建物	
	(建物		電		につい	
	につい		設		ては、	
	ては、		備		自己所	
	自己所		及		有物件	

	有物件 に限 る。)					に限 る。)	
--	------------------	--	--	--	--	-----------	--

	有物件 に限 る。)		び配電用変電設備の 帳簿価額			に限 る。)	
--	------------------	--	-------------------	--	--	-----------	--

雑税	—	直課さ れた各 部門雑 税支出 額比	( )	( )	—	直課さ れた人 員数比
----	---	--------------------------------	-----	-----	---	-------------------

雑税	—	直課さ れた各 部門雑 税支出 額比	比	受 電 用 変 電 設 備 及 び 配 電 用	—	直課さ れた人 員数比
----	---	--------------------------------	---	--	---	-------------------

減価償却費	各部門業務用建物床面積比	—	(削る)	(削る)	業務用建物床面積比	—

減価償却費	各部門業務用建物床面積比	—	受電用	二	業務用建物床面積比	—

面積比 (建物 につい ては、 自己所 有物件 に限 る。)		)	)	(建物 につい ては、 自己所 有物件 に限 る。)	

面積比 (建物 につい ては、 自己所 有物件 に限 る。)		変電設備 及び配電 用変電設 備		(建物 につい ては、 自己所 有物件 に限 る。)	

固定 資産 除却 費	同上	—	( 削 る )	( 削 る )	同上	—
(削 る)			( 削 る)	( 削 る)		

			① 帳簿価額比		
固定 資産 除却 費	同上	—	同上	同上	—
共有 設備 費等			二	受 電 用	

)
)

分担額
変電設備及び配電用変電設備

(削 る)			(削 る)	(削 る)		

の帳簿原価比	同上	二	共有設備費等 分担額 (貸 方)			

建設	直課さ	—	(	(	—	直課さ
分担	れた各		削	削		れた人
関連	部門設		る	る		員数比
費振	備別帳		)	)		
替額	簿原価					
(貸	比					
方)						

建設	直課さ	—	受	—	直課さ
分担	れた各		電	二	れた人
関連	部門設		用		員数比
費振	備別帳		変		
替額	簿原価		電		
(貸	比		設		
方)			備		
			及		
			び		
			配		
			電		
			用		
			変		

附帯 事業 費用	—	各部門 費用比	( 削 る )	( 削 る )	—	同上
----------------	---	------------	------------------	------------------	---	----

附帯 事業 費用	—	各部門 費用比	電 設 備 の 帳 簿 原 価 比	二	受 電 用 変	—	同上
----------------	---	------------	---	---	------------------	---	----

分担						
関連						
費振						
替額						
(貸						
方)						

分担						
関連						
費振						
替額						
(貸						
方)						
電設						
備及						
び配						
電用						
変電						
設備						
の						

電気 事業 財務 費用	—	直課さ れた各 部門設 備別帳 簿価額 比	( 削 る )	( 削 る )	—	同上
----------------------	---	--------------------------------------	------------------	------------------	---	----

電気 事業 財務 費用	—	直課さ れた各 部門設 備別帳 簿価額 比	二	帳簿原価比	—	同上
				受電用変電設備及		

---


---

ひ配電用変電設備の帳簿価額

---

--	--	--	--	--	--

				比	
--	--	--	--	---	--

(割る)

別表第4

費用等の項目	水力・火力・新エネルギー等発電等費	販売費	
	活動帰属基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	＝	直課された人員数比	＝
与		直課された人員数比	
給料手当	＝	同上	＝
給料手	＝	同上	＝

当振替額 (貸方)				
退職給与金	二	同上	同上	二
委託集金費			契約口数比	二
厚生費	二	同上	直課された人員数比	二
雑給	二	同上	同上	二
消耗品費	二	同上	同上	二

修繕費	発電等 設備の 認可出 力比	二	業務用 建築物床 面積比 （建物 について ては、 自己所 有物件 及び賃 借物件 とす る。）	二
水利使	二	発電設		

用料		備の認 可出力 比		
補償費	二	発電等 設備の 箇所数 比	二	直課さ れた人 員数比
賃借料	二	発電等 設備の 認可出 力比	業務用 建物床 面積比 (建物 につい ては、	二

			賃借物 件に限 る。)	
委託費	二	発電等 設備の 認可出 力比	二	業務用 建物床 面積比 (建物 につい ては、 自己所 有物件 及び賃 借物件

				とす る。)
損害保 険料	二	発電等 設備の 箇所数 比	二	直課さ れた人 員数比
普及開 発関係 費	二	発電等 設備の 帳簿原 価比		
養成費	二	同上	直課さ れた人 員数比	二

研究費	＝	同上	＝	直課さ れた人 員数比
諸費	＝	同上	＝	同上
貸倒損			契約口 数比	＝
固定資 産税	発電等 設備の 帳簿価 額比	＝	業務用 建物床 面積比 (建物 に ついて は、 自己所	＝

			有物件 に限 る。)	
雑税	＝	発電等 設備の 帳簿原 価比	＝	直課さ れた人 員数比
減価償 却費	発電等 設備の 帳簿価 額比	＝	業務用 建物床 面積比 (建物 につい ては、	＝

			自己所有物件に限る。)	
固定資産除却費	同上	二	同上	二
共有設備費等分担額		発電等設備の帳簿原価比		
共有設備費等	二	同上		

分担額 （貸 方）				
建設分 担関連 費振替 額（貸 方）	発電等 設備の 帳簿原 価比	二	二	直課さ れた人 員数比
附帯事 業営業 費用分 担関連 費振替	発電等 設備の 帳簿原 価比	二	二	同上

額 (貸 方)				
電気事 業財務 費用	二	発電等 設備の 帳簿価 額比	二	同上

様式中「様式（第2条、第6条関係）」を「様式（第2条関係）」に改める。

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正)

第三条 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令(平成二十七年経済産業省令第五十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定小売供給約款において定めるべき事項)</p> <p>第二十条 平成二十六年改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 料金、みなし小売電気事業者特定小売供給約</p>	<p>(特定小売供給約款において定めるべき事項)</p> <p>第二十条 平成二十六年改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 料金、みなし小売電気事業者特定小売供給約</p>

<p>款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）<u>第二十三号</u>第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価</p> <p>五〇十四（略）</p>	<p>款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）<u>第四十条</u>第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価</p> <p>五〇十四（略）</p>
<p>（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）</p> <p>第四条 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>（傍線部分は改正部分）</p>
<p>改正後</p> <p>（基礎原価等項目の整理等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、</p>	<p>改正前</p> <p>（基礎原価等項目の整理等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、</p>

---

役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担保費等分担額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等並びに電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として整理

---

役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担保費等分担額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等並びに電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として整理

---

---

された額を、基礎原価等項目ごとに、発生 of 主な原因に依じて、次の各号に掲げる部門に配分することにより整理しなければならない。

一〜三 (略)

四 送電費 (発電所又は蓄電所内に存する送電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。)

五 変電費 (発電所又は蓄電所内に存する変電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。)

六 配電費 (発電所又は蓄電所内に存する配電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。)

---

された額を、基礎原価等項目ごとに、発生 of 主な原因に依じて、次の各号に掲げる部門に配分することにより整理しなければならない。

一〜三 (略)

四 送電費 (特定小売料金算定規則第二十条第一項第五号に規定する送電費をいう。以下同じ。)

五 変電費 (特定小売料金算定規則第二十条第一項第六号に規定する変電費をいう。以下同じ。)

六 配電費 (特定小売料金算定規則第二十条第一項第七号に規定する配電費をいう。以下同じ。)

七・八 (略)

35 (略)

(基準託送供給料金に係る原価等の整理)

第九条 一般送配電事業者は、前条第五項の規定により七部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理しなければならない。

一 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等

発電等費（以下「水力・火力・新エネルギー等

発電等費」という。）の部門の第一次整理原価

を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第

二第一表及び第三表に規定する基準により、離

島供給に係る第一次整理原価（以下「離島供給

七・八 (略)

35 (略)

(基準託送供給料金に係る原価等の整理)

第九条 一般送配電事業者は、前条第五項の規定により七部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理しなければならない。

一 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等

発電等費の部門の第一次整理原価（沖縄電力に

あつては、特定小売料金算定規則第二十条第四

項第一号の規定により、離島等供給費に整理さ

れたものをいう。）を、それぞれ、基礎原価等

項目ごとに、別表第二第一表及び第三表に規定

---

費」という。)及び指定区域供給に係る第一次整理原価(以下「指定区域供給費」という。)に整理しなければならない。

二 沖縄電力にあつては、水力・火力・新エネルギー

等発電等費の基礎原価等項目ごとに、発生  
の主な原因に応じて配分が可能な額を、離島等  
供給に係る第一次整理原価(以下「離島等供給  
費」という。)及び離島等供給費以外の第一次  
整理原価(以下「非離島等供給費」という。)  
に直接整理(以下「直課」という。)し、直課  
により難い基礎原価等項目ごとの額を別表第二

---

する基準により、離島供給に係る第一次整理原  
価(以下「離島供給費」という。)及び指定区  
域供給に係る第一次整理原価(以下「指定区域  
供給費」という。)に整理しなければならない  
い。

(新設)

---

第三表に規定する基準により、離島等供給費及び非離島等供給費に整理し、離島等供給費ごとに、別表第二第一表及び第三表に規定する基準により、離島供給費及び指定区域供給費に整理しななければならない。

三〇五 (略)

六 販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表、第二表及び第三表に規定する基準により、離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費に整理し、それぞれに整理された販売費の第一次整理原価を、給電設備に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、離島等供給費及び非離島等供給費の

二〇四 (略)

五 販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費に整理し、それぞれに整理された販売費の第一次整理原価を、給電設備に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、特定小売料金算定規則第二十条第四項第二号の

---

うち基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに一般送配電事業等に係る給電設備に係るものに直課された額及び直課により難しい基礎原価等項目ごとの額を別表第二第二表に規定する基準により一般送配電事業等に係る給電設備に係るものに整理された額をいう。以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（沖縄電力にあつては、離島等供給費及び非離島等供給費のうち基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに一般送配電事業等に係る調定及び集金に係るものに直課された額

---

規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第三号の規定により、ネットワーク給電費に整理されたものをいう。以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（沖縄電力にあつては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第四号の規定により、ネットワーク需要家費に整理されたものをいう。以下「販売需要家費」という。）並びにその他販売費（沖縄電力にあつては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第五号の規定により、ネットワーク一般販売費に整理されたものをいう。以下「一般販売費」という。）に配分

---

---

及び直課により難い基礎原価等項目ごとの額を別表第二第二表に規定する基準により一般送配電事業等に係る調定及び集金に係るものに整理された額をいう。以下「販売需要家費」という。）並びにその他販売費（沖縄電力にあつては、離島等供給費及び非離島等供給費のうち基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に  
応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごと  
に一般送配電事業等に係るその他販売費に直課  
された額及び直課により難い基礎原価等項目ご  
との額を別表第二第二表に規定する基準により  
一般送配電事業等に係るその他販売費に整理さ  
れた額をいう。以下「一般販売費」という。）

---

することにより整理しなければならない。

に配分することにより整理しなければならな

い。

254 (略)

第二十条 一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島等供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により総送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第三号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第五号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の

254 (略)

第二十条 一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島等供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により総送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の

---

額並びに同条第一項第六号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第八条第一項の規定により整理された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、送配電関連費として整理しなければならない。

2・3 (略)

4 一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第一項第四号及び第六号又は第二項の規定により需要家費に整理された電気事業報酬の額の第八条第一項の規定により整理された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、需要家費として整理しなければならない。

---

額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第八条第一項の規定により整理された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、送配電関連費として整理しなければならない。

2・3 (略)

4 一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第一項第三号及び第五号又は第二項の規定により需要家費に整理された電気事業報酬の額の第八条第一項の規定により整理された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、需要家費として整理しなければならない。

---

5 (略)

6 一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第一項第六号又は第二項の規定により一般販売費に整理された電気事業報酬の額の第八条第一項の規定により整理された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、送配電関連費として整理しなければならぬ。

7・8 (略)

別表第2 (第8条、第9条関係)

第1表

一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項

5 (略)

6 一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第一項第五号又は第二項の規定により一般販売費に整理された電気事業報酬の額の第八条第一項の規定により整理された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、送配電関連費として整理しなければならぬ。

7・8 (略)

別表第2 (第8条、第9条関係)

第1表

一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項

<p>目ごとの額の7部門（水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準</p> <p>(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生的主要原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各7部門に<u>直課</u>すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. ～5. (略)</p>	<p>目ごとの額の7部門（水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準</p> <p>(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生的主要原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各7部門に<u>直接整理</u>（以下「直課」という。）すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. ～5. (略)</p>
--	--

(電源線に係る費用に関する省令の一部改正)

第五条 電源線に係る費用に関する省令(平成十六年経済産業省令第百十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(削る)	<p>(料金の整理)</p> <p>第三条 電気事業法第十八条第一項の認可の申請又は同条第五項の規定による届出をしようとする託送供給等約款で設定する料金を算定するに当たっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に定めるもののほか、この省令の定めるところにより、電源線に係る費用を水力発電費、火力発</p>

(電源線及び電源線に係る費用の特定に係る特

例)

第三条 (略)

2 前条の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者は電源線に係る費用の範囲を特定することが困難である場合においては、当該特定困難な範囲を電源線に係る費用とみなす。

電費又は新エネルギー等発電等費に整理するものとす。

(電源線及び電源線に係る費用の特定に係る特

例)

第四条 (略)

2 第二条の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者は電源線に係る費用の範囲を特定することが困難である場合においては、当該特定困難な範囲を電源線に係る費用とみなして託送供給等約款で設定する料金を定めることができる。

(電気関係報告規則の一部改正)

第六条 電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(定期報告)

第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
一	(略)	(略)	(略)	(略)
二 設 備資金	一般送配 電事業	様式第 三	毎事業 年度の	経済産 業大臣

改正前

(定期報告)

第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
一	(略)	(略)	(略)	(略)
二 設 備資金	一般送配 電事業	様式第 三	毎事業 年度の	経済産 業大臣

報	者、送電 事業者、 配電事業 者、特定 送配電事 業者及び 発電事業 者	最終月 の末日 から三 月を經 過する 日	
---	---	--------------------------------------	--

報	者、送電 事業者、 配電事業 者、特定 送配電事 業者及び 発電事業 者	最終月 の末日 から三 月(法 第三十 八条第 四項第 一号、 第二号 及び第 五号に 掲げる 事業を	
---	---	---	--

三・四 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			<u>管む者</u> <u>にあつ</u> <u>ては、</u> <u>毎四半</u> <u>期の最</u> <u>終月の</u> <u>末日か</u> <u>ら二</u> <u>月)</u> を <u>経過す</u> <u>る日</u>	
三・四 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

五 自	法第二十	様式第	四月末	<u>経済産</u>
家用発	八条の三	九	日及び	<u>業大臣</u>
電所等	第一項の		十月末	
運転半	接続に係		日	
期報	る発電用			
	又は蓄電			
	用の自家			
	用電気工			
	作物 (出			
	力千キロ			
	ワット未			
	満の発電			
	等用電気			

五 自	法第二十	様式第	四月末	<u>電気工</u>
家用発	八条の三	九	日及び	<u>作物の</u>
電所等	第一項の		十月末	<u>設置の</u>
運転半	接続に係		日	<u>場所を</u>
期報	る発電用			<u>管轄す</u>
	又は蓄電			<u>る経済</u>
	用の自家			<u>産業局</u>
	用電気工			<u>長 (中</u>
	作物 (出			<u>部経済</u>
	力千キロ			<u>産業局</u>
	ワット未			<u>電力・</u>
	満の発電			<u>ガス事</u>
	等用電気			<u>業北陸</u>



様式第3 (第2条関係)

経済産業大臣 殿

住 所	
電気事業者の名称及び代表者の氏名	
連絡先担当者氏名	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	

【電気事業者区分】	○を記入
一般送配電事業者	
送電事業者	
配電事業者	
特定送配電事業者	
発電事業者	

設備資金報 (設備別工事資金実績)

(単位:百万円 年度( 年 月 日から 年 月 日まで)

事業者名 \_\_\_\_\_

工 事	拡充工事	発 電 所 等	水 力	一 般	
				揚 水	
火 力			石 炭		
			L N G		
			石 油		
			L P G		
			その他ガス		
			歴青質混合物		
原 子 力					
新エネルギー等			風 力		
	太 陽 光				
	地 熱				
	バイオマス				
	廃 棄 物				
	蓄 電 池				
小 計					
		変 電 所			
		送 電 線 路			
		配 電 線 路			
		給電設備その他			
		計			
費	改良工事	発 電 所 等	水力	一 般	
				揚 水	
			火力	石 炭	
				L N G	
				石 油	
				L P G	
				その他ガス	
				歴青質混合物	
			原 子 力		
			新エネルギー等	風 力	
太 陽 光					
地 熱					
バイオマス					
廃 棄 物					
蓄 電 池					
小 計					
		変 電 所			
		送 電 線 路			
		配 電 線 路			
		給電設備その他			
		計			
		調 査 費			
		合 計			
		核 燃 料			
		総 計			

- 備考 1 2種類以上の燃料を混焼している発電所の場合は、発電機ごとに主要な燃料を定め、主要な燃料の欄に計上すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(電気事業会計規則の一部改正)

第七条 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)			
(1) 固定資産			
科目	項	備考	備考
(1) 電気事業固定資産	(略)	各項目ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。 (略)	各項目ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。 (略)

業務設備	(略)	(略)
	無形固定資産	排出クレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号） <u>第二条第七項の規定による算定割当量をいう。以下同じ。</u> ）を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(VI) 投		

業務設備	(略)	(略)
	無形固定資産	排出クレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） <u>第2条第6項の規定による算定割当量をいう。以下同じ。</u> ）を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(VI) 投		

<p>資その他の資産</p>		<p>「株式」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないものを整理し、「社債」、「公社債」、「国債」、「地方債」、「諸有価証券」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及</p>
----------------	--	---

<p>資その他の資産</p>		<p>「株式」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないものを整理し、「社債」、「公社債」、「国債」、「地方債」、「諸有価証券」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及</p>
----------------	--	---

	(略)	<p>び市場価格のないもので、決算期後1年を超えて償還期限の到来するものを整理し、「長期貸付金」、「社内貸付金」及び「雑口」には、契約期間が1年を超えるものを整理する。関係会社（会社計算規則<u>第二条第三項第二十五号</u>の規定による関係会社をいう。以下同じ。）に対するものを除く。</p>
--	-----	---

	(略)	<p>び市場価格のないもので、決算期後1年を超えて償還期限の到来するものを整理し、「長期貸付金」、「社内貸付金」及び「雑口」には、契約期間が1年を超えるものを整理する。関係会社（会社計算規則<u>第2条第3項第22号</u>の規定による関係会社をいう。以下同じ。）に対するものを除く。</p>
--	-----	--

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(2) 流動資産

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)
雑流動資産	(略)	上記の各科目に該当しない流動資産を整理する。
(略)	(略)	(略)
	非化石 証書	非化石証書 (非化石エネルギー源 (エネルギー供給事業者によるエネルギー環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 (平成二

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(2) 流動資産

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)
雑流動資産	(略)	上記の各科目に該当しない流動資産を整理する。
(略)	(略)	(略)
	非化石 証書	非化石証書 (非化石エネルギー源 (エネルギー供給事業者による非化石エネルギーの利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 (平成二十

(略)	(略)	<p>十一年法律第七十二号) 第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。) に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。) の取得額及び非化石証券関連振替額として、営業費用から振り替えた金額を整理する。</p>
-----	-----	---

(略)	(略)	<p>一年法律第七十二号) 第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。) に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。) の取得額及び非化石証券関連振替額として、営業費用から振り替えた金額を整理する。</p>
-----	-----	--

## (4) 固定負債

科目	項	備考
(略)		(略)
長期未払 債務		物品代の延払い、下流増負 担保の未払分その他営業取 引又は建設に係る金銭債務 (社債、借入金及び買掛金 を除く。)で期限が1年を 超えた後に到来するものを 種類別に整理する。関係会 社に対するものを除く。
<u>長期未払</u>		<u>期限が1年を超えた後に到</u>
<u>法人税等</u>		<u>来する法人税等(国際最低</u>

## (4) 固定負債

科目	項	備考
(略)		(略)
長期未払 債務		物品代の延払い、下流増負 担保の未払分その他営業取 引又は建設に係る金銭債務 (社債、借入金及び買掛金 を除く。)で期限が1年を 超えた後に到来するものを 種類別に整理する。関係会 社に対するものを除く。
(新設)		(新設)

未払使用		<p>課税額 (法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) 第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。) に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税 (以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。) を含む。) で未納付のものを整理する。</p> <p>原子力発電における使用済</p>
------	--	---

未払使用		<p>原子力発電における使用済</p>
------	--	---------------------

済燃料再 処理等拠 出金  (略)	(略)	燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第七条第一項の規定による拠出金の未払分を整理する。  (略)
-------------------------------	-----	--

(5) 流動負債

科目	項	備考
1年以内 に期限到 来の固定		契約期間又は支払期限が1年を超える負債のうち、1年以内に期限が到来するも

済燃料再 処理等拠 出金  (略)	(略)	燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第40号）附則第7条第1項の規定による拠出金の未払分を整理する。  (略)
-------------------------------	-----	---

(5) 流動負債

科目	項	備考
1年以内 に期限到 来の固定		契約期間又は支払期限が1年を超える負債のうち、1年以内に期限が到来するも

負債		の及び既に到来したものを整理する。関係会社に対するものを除く。
	(略)	(略)
	長期未 払債務	同上
	<u>長期未</u>	<u>同上</u>
	<u>払法人</u>	
	<u>税等</u>	
	未払使 用済燃 料再処 理等拠	同上

負債		の及び既に到来したものを整理する。関係会社に対するものを除く。
	(略)	(略)
	長期未 払債務	同上
	(新 設)	(新設)
	未払使 用済燃 料再処 理等拠	同上

出金	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(15) 法人税等

科目	項	備考
法人税等	(略)	(略)
<u>国際最低</u>		<u>法人税等</u> に含めて整理する
<u>課税額に</u>		<u>ことができる。</u>
<u>対する法</u>		<u>前事業年度以前の事業年度</u>
<u>人税等</u>		<u>に係る法人税等 (国際最低</u>
(何)		

出金	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(15) 法人税等

科目	項	備考
法人税等	(略)	(略)
(新設)		(新設)
(何)		<u>法人税等の更正、決定等</u> による納付税額又は還付税額

(略)		<p><u>課税額に対する法人税等を含む。</u>)の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合は、その内容を示す名称を付した科目を設けて整理する。ただし、金額の重要性が乏しい場合は、<u>法人税等又は国際最低課税額に対する法人税等</u>に含めることができる。</p>	(略)		<p>がある場合は、その内容を示す名称を付した科目を設けて整理する。ただし、金額の重要性が乏しい場合は、<u>上記科目</u>に含めることができる。</p>
-----	--	--	-----	--	--

別表第二の第一表、第二表及び第四表を次のように改める。



損益計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

費用の部		収益の部	
科 目	金額	科 目	金額
営業費用		営業収益	
電気事業営業費用		電気事業営業収益	
水力発電費		電 灯 料	
汽力発電費		電 力 料	
原子力発電費		地帯間販売電力料	
内燃力発電費		他社販売電力料	
新エネルギー等発電等費		託 送 収 益	
地帯間購入電力料		賠償負担金相当収益	
他社購入電力料		廃炉円滑化負担金相当収益	
送電費		廃炉等負担金収益	
変電費		事業者間精算収益	
配電費		電気事業雑収益	
販売費		貸付設備収益	
休止設備費			
貸付設備費			
一般管理費			
接続供給託送料			
原子力廃止関連仮勘定償却費			
賠償負担金相当金			
廃炉円滑化負担金相当金			
廃炉等負担金			
電源開発促進税			
事業開 発 費			
開 発 費 償 却			
電力費振替勘定(貸方)	△		
附帯事業営業費用		附帯事業営業収益	
(何)事業営業費用		(何)事業営業収益	
営業利益(又は営業損失)	( )		
営業外費用		営業外収益	
財務費用		財務収益	
支 払 利 息		受 取 配 当 金	
株 式 交 付 費		受 取 利 息	
株 式 交 付 費 償 却			
社 債 発 行 費			
社 債 発 行 費 償 却			
事業外費用		事業外収益	
固定資産売却損		固定資産売却益	
(何)		(何)	
雑 損 失		雑 収 益	
当期経常費用合計		当期経常収益合計	
当期経常利益			
(又は当期経常損失)			
過水準備金引当又は取 <sup>※</sup> 引 当			
過水準備金引当			
(又は過水準備引当金取崩し(貸方))	(△)		
原子力発電工事償却準備金引当又は 取 崩 し			
原子力発電工事償却準備金引当			
(又は原子力発電工事償却 準備引当金取崩し(貸方))	(△)		
特 別 損 失		特 別 利 益	
財 産 偶 発 損		原子力損害賠償資金補助金	
(何)		原賠・廃炉等支援機構資金交付金	
		(何)	
税引前当期純利益			
(又は税引前当期純損失)			
法 人 税 等			
法 人 税 等			
国際最低課税額に対する法人税等			
(何)			
法 人 税 等 調 整 額			
当期純利益			
(又は当期純損失)			

(記載注意)

附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の内訳科目のいずれかが、それぞれ附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の総額の100分の10以下である場合は、当該附帯事業については「その他附帯事業営業費用」及び「その他附帯事業営業収益」の科目を用いて一括して記載することができる。また、附帯事業のすべての内訳科目の費用又は収益のいずれかが、それぞれ附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の総額の100分の10以下である場合は、附帯事業営業費用及び附帯事業営業収益の内訳科目の記載を省略することができる。

第4表

個 別 注 記 表  
年 月 日から  
年 月 日まで

事業者名

1	継続企業の前提に関する注記
2	重要な会計方針に係る事項に関する注記
3	会計方針の変更に関する注記
4	表示方法の変更に関する注記
4の2	会計上の見積りに関する注記
5	会計上の見積りの変更に関する注記
	ごびゅう
6	誤謬の訂正に関する注記
7	貸借対照表に関する注記
8	損益計算書に関する注記
9	株主資本等変動計算書に関する注記
10	税効果会計に関する注記
11	リースにより使用する固定資産に関する注記
12	金融商品に関する注記
13	賃貸等不動産に関する注記
14	持分法損益等に関する注記
15	関連当事者との取引に関する注記
16	一株当たり情報に関する注記
17	重要な後発事象に関する注記
18	連結配当規制適用会社に関する注記
18の2	収益認識に関する注記
18の3	国際最低課税額に対する法人税等に関する注記
19	その他の注記

(記載注意)

- 1 会計監査人設置会社（会社法第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表には、1、4の2、5、7、8及び10から18までに掲げる項目、会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表には、1、4の2、5、14及び18に掲げる項目、会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表には、14に掲げる項目、持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。以下同じ。）の個別注記表には、1、4の2、5及び7から18までに掲げる項目を表示することを要しない。
- 2 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の科目に関連する注記については、その関連を明らかにすること。
- 3 継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該事業者が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。
  - (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
  - (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
  - (4) 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（以下「貸借対照表等」という。）に反映しているか否かの別
- 4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、貸借対照表等の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、(4)に掲げる事項には、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。なお、重要な会計方針（顧客との契約から生じる収益に関するものを除く。）については、代替的な会計基準が認められていない場合、注記を要しない。
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
  - (3) 引当金の計上基準
  - (4) 収益及び費用の計上基準
  - (5) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

- 5 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、(4)②及び③に掲げる事項を省略することができる。また、個別注記表に記載すべき事項（(3)並びに(4)②及び③に掲げる事項に限る。）が連結注記表（会社計算規則第61条第1号ニに規定する連結注記表をいう。以下同じ。）に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。
- (1) 当該会計方針の変更の内容
  - (2) 当該会計方針の変更の理由
  - (3) 遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
  - (4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積り（貸借対照表等に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）の変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等の作成に当たつてした会計上の見積りを変更することをいう。以下同じ。）と区分することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）
    - ① 貸借対照表等の主な項目に対する影響額
    - ② 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
    - ③ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項
- 6 表示方法（貸借対照表等の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項（(2)に掲げる事項に限る。）が連結注記表に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。
- (1) 当該表示方法の変更の内容
  - (2) 当該表示方法の変更の理由
- 7 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項（(3)に掲げる事項に限る。）が連結注記表に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。
- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表等にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表等に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
  - (2) 当該事業年度に係る貸借対照表等の(1)に掲げる項目に計上した額
  - (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 8 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 当該会計上の見積りの変更の内容
  - (2) 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表等の項目に対する影響額
  - (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
- ごびゅう
- 9 誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等における誤謬を訂正したと仮定して貸借対照表等を作成することとをいう。）に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- ごびゅう
- (1) 当該誤謬の内容
  - (2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- 10 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
    - ① 資産が担保に供されていること。
    - ② ①の資産の内容及びその金額
    - ③ 担保に係る債務の金額

- (2) 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産科目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額）
- (3) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (4) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (5) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する科目ごとの金額又は2以上の科目について一括した金額
- (6) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
- (7) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
- (8) 附帯事業固定資産及び第21条第2項の規定により電気事業の勘定に整理されている固定資産のうち、第2表の損益計算書に記載されている附帯事業（以下「重要な事業」という。）に係る固定資産がある場合には、重要な事業の区分ごとに、専ら重要な事業の用に供する固定資産の金額及び他の事業とに共用される固定資産のうち固定資産の使用形態に応じた合理的な配賦基準によつて重要な事業に配賦した場合の金額並びにその合計額
- (9) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（②の区別をすることが困難である場合にあつては、①に掲げる事項）
- ① 当該法令の条項
- ② 当該準備金又は引当金が1年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別
- (10) 金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない事業者にあつては、次に掲げる事項
- ① 契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
- ② 申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本準備金に繰り入れられることが予定されている金額
- ③ 株式会社日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた場合には、電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律（昭和25年法律第145号）第2条第2項に規定する当該借入先及び借入金額、又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第64条第4項に規定する当該借入先及び借入金額
- 11 損益計算書に関する注記は、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額とする。
- 12 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する事業者は、(2)に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。
- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
- (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
- (3) 当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
- ① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
- ② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
- (4) 当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該事業者の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
- (5) 当該事業年度の末日における当該事業者が発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該事業者の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
- 13 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。
- (1) 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
- (2) 繰延税金負債

- 14 リースにより使用する固定資産に関する注記は、会社計算規則第108条に規定するファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。
- (1) 当該事業年度の末日における取得原価相当額
  - (2) 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
  - (3) 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
- 15 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社にあつては、(3)に掲げる事項を省略することができる。なお、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - (2) 金融商品の時価等に関する事項
  - (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- 16 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。
- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
  - (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 17 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる区分に応じて定める事項とし、(1)に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（会社計算規則第2条第3項第19号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）を除外することができる。ただし、会社計算規則第61条に規定する連結計算書類（以下「連結計算書類」という。）を作成する事業者は、
- (1) 関連会社がある場合は、関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額
  - (2) 開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第4条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項
- 18 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。この場合において、次に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。ただし、一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引、取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付及び当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引については、記載を要しない。
- (1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項
    - ① その名称
    - ② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める事業者が有する議決権の数の割合
    - ③ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
  - (2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
    - ① その氏名
    - ② 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
  - (3) 当該事業者と当該関連当事者との関係
  - (4) 取引の内容
  - (5) 取引の種類別の取引金額
  - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
  - (7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な科目別の当該事業年度の末日における残高
  - (8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が貸借対照表等に与えている影響の内容
- 19 一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 一株当たりの純資産額
  - (2) 一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
  - (3) 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨
- 20 重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。
- 21 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第55号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

- 22 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社にあつては、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。また、次に掲げる事項が記載注意4に掲げる注記すべき事項と同一である場合においては、次に掲げる事項の注記を要しない。
- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）
  - (2) 収益を理解するための基礎となる情報（ただし、個別注記表に注記すべき事項が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）
  - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）
- 23 国際最低課税額に対する法人税等に関する注記は、法人税等の金額に当該事業年度に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額（重要性の乏しいものを除く。）を含めて表示する場合における当該金額とする。
- 24 その他の注記は、3から23までに掲げるもののほか、貸借対照表等により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

別表第三を次のように改める。

別表第3 (第3条の2関係)  
第1表

発電事業営業費用明細表  
年 月 日から 年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	水力発電費	汽力発電費	原子力発電費	内燃力発電費	新エネルギー等発電	他社購入電力料	販売費	休止設備費	貸付設備費	一般管理費	その他	発電事業営業費用合計
役員給与												
給料手当振替額(貸方)	△	△	△	△	△		△	△	△	△		△
建設費への振替額(貸方)	△	△	△	△	△		△	△	△	△		△
その他への振替額(貸方)	△	△	△	△	△		△	△	△	△		△
退職給与金												
厚生費												
法定厚生費												
一般厚生費												
雑燃料費												
石炭費												
燃料油費												
核燃料減損額												
ガス費												
歴青質混合物費												
バイオマス燃料費												
廃棄物燃料費												
助燃費及び蒸気料												
運炭費及び運搬費												
核燃料減損修正益(貸方) (又は核燃料減損修正費)			(△)									(△)
濃縮関連費												
使用済燃料再処理等抛金費												
廃棄物処理費												
特定放射性廃棄物処分費												
消耗品費												
修繕費												
水利使用料												
補償費												
賃借料												
委託費												
損害保険料												
原子力損害賠償資金補助法負担金												
原子力損害賠償資金補助法一般負担金												
原子力損害賠償資金補助法特別負担金												
原賠・廃炉等支援機構負担金												
原賠・廃炉等支援機構一般負担金												
原賠・廃炉等支援機構特別負担金												
普及開発関係費												
養成費												
研究費												
諸費												
貸倒損												
諸税												
固定資産税												
雑税												
減価償却費												
普通償却費												
特別償却費												
試運転償却費												
固定資産除却費												
除却損												
除却費用												
廃炉抛金費												
共有設備費等分担額												
共有設備費等分担額(貸方)	△	△	△	△	△		△	△	△			△
非化石証書関連振替額												
他社購入電源費												
新エネルギー一等電源費												
その他の電源費												

建設分担保連費振替額（貸方）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
附帯事業営業費用分担保連費振替額（貸方）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
接続供給託送料												
原子力廃止関連仮勘定償却費												
事業税												
開発費												
開発費償却												
電力費振替勘定（貸方）											△	△
合計												

(記載注意)

1 小売電気事業を営む発電事業者は、次の方法により電気事業営業費用（電気事業営業費用に一般送配電事業、送電事業又は配電事業に係る営業費用を含む場合にあっては、電気事業託送供給等収支算定規則第2条、第6条又は第10条により整理される様式第1第2表、様式第2第1表又は様式第3第1表における各営業費用（離島発電費用及び社内取引費用を除く。）を控除した後の金額）を発電事業と小売電気事業のそれぞれの事業に区分し、発電事業の営業費用を記載すること。また、その他の事業に係る費用を含む場合にあっては、次の方法に準じて区分すること。

販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費及びその他の費用項目を、営業費用項目ごとに、発生的主要原因に応じてそれぞれの事業に直課する。なお、原則として、休止設備費、貸付設備費、原子力廃止関連仮勘定償却費及び電力費振替勘定（貸方）については発電事業の費用とし、接続供給託送料のうち、発電側託送供給料に相当する額を発電事業の費用とし、それ以外を小売電気事業の費用として整理する。

直課により難しい費用を、原則として次の方法によりそれぞれの事業に整理する。

一般管理費を、2に定める基準により、発電事業及び小売電気事業に配賦する。

販売費を、3に定める基準により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用（以下「販売需要家費用」という。）、その他販売費用（以下「一般販売費用」という。）に配分することにより整理したうえで、給電費用は発電事業に直課、販売需要家費用及び一般販売費用は小売電気事業に直課する。

その他費用のうち直課により難しい費用を、4に定める基準により、発電事業及び小売電気事業に配賦する。

2 一般管理費を、発電事業及び小売電気事業に配賦する基準は以下の通りとする。

役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、養成費、諸費 直課された各事業人員数比

修繕費、委託費 各事業業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

補償費 直課された各事業補償費比

賃借料 各事業業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）

損害保険料 直課された各事業損害保険料比

普及開発関係費 各事業費用比又は直課された各事業普及開発関係費比

研究費 直課された研究費比

固定資産税、減価償却費、固定資産除却費 各事業業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）

雑税 直課された各事業雑税支出額比

建設分担保連費振替額（貸方） 直課された各事業設備別帳簿原価比

附帯事業営業費用分担保連費振替額（貸方） 各事業費用比

3 販売費を、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配賦する基準は以下の通りとする。

役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、補償費、損害保険料、養成費、研究費、諸費、雑税、建設分担保連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担保連費振替額（貸方） 直課された人員数比

修繕費、委託費 業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

賃借料 業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）

貸倒損 直課された貸倒損比

固定資産税、減価償却費、固定資産除却費 業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）

4 その他費用のうち直課により難しい費用を、発電事業及び小売電気事業に配賦する基準は以下の通りとする。

他社購入電力料 他社購入電力量×揚水動力に相当する量／（自社発電電力量+他社購入電力量）により算出される電力量相当額を発電事業、それ以外を小売電気事業に配分

開発費、開発費償却、事業税 2及び3の基準による費用配賦後の各事業営業費用総額比

5 他社購入電力料の配賦を行った場合においては、配分額を算出する際に用いた各電力量（MWh）及び発電事業への配賦額に対応する電力量（MWh）を脚注として記載すること。また、他社購入電力料以外の費用について、1～4に定める基準以外の方法により配賦等を行った場合においては、配賦等の方法を脚注として記載すること。なお、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第2項の規定により届け出た基準により配賦を行った場合においては、配賦等の方法の記載に代えて、その旨を記載することができる。

6 当該事業年度における自社発電電力量（MWh）を脚注として記載すること。なお、その際には、自社発電電力量のうち、揚水動力に相当する量を除いて記載すること。

7 補償費については、原子力損害の賠償に関する法律第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち以下に掲げる受入金等があった場合には、脚注として記載すること。

(1)賠償措置額及びその受入保険金又は受入補償金

(2)除染求償関連資金交付金の金額及びその受入除染求償関連資金交付金

8 当該事業年度における容量確保金収益（推進機関が行う法第28条の40第1項第5号に規定する業務の実施のために得た対価をいう。）（百万円）を脚注として記載すること。

小 売 電 気 事 業 営 業 費 用 明 細 表  
年 月 日 から 年 月 日 まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	他社購入電力料	販売費	一般管理費	その他	小売電気事業営業費用合計
役員給与					
給料手当振替額(貸方)		△	△		△
建設費への振替額(貸方)		△	△		△
その他への振替額(貸方)		△	△		△
退職給与金					
厚生費					
法定厚生費					
一般厚生費					
委託集金費					
雑給費					
消耗品費					
修繕費					
補償費					
賃借料					
委託費					
損害保険料					
普及開発関係費					
養成費					
研究費					
諸費					
貸倒損					
諸税					
固定資産税					
雑税					
減価償却費					
普通償却費					
特別償却費					
試運転償却費					
固定資産除却費					
除却損					
除却費用					
他社購入電源費					
新エネルギー等電源費					
その他の電源費					
他社購入送電費					
非化石証書購入費					
建設分担関連費振替額(貸方)		△	△		△
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)		△	△		△
接続供給託送料					
廃炉等負担金					
事業税					
開発費					
開発費償却					
合計					

(記載注意)

1 小売電気事業を営む発電事業者は、次の方法により電気事業営業費用(電気事業営業費用に一般送配電事業、送電事業又は配電事業に係る営業費用を含む場合にあつては、電気事業託送供給等収支算定規則第2条、第6条又は第10条により整理される様式第1第2表、様式第2第1表又は様式第3第1表における各営業費用(離島発電費用及び社内取引費用を除く。)を控除した後の金額)を発電事業と小売電気事業のそれぞれの事業に区分し、小売電気事業の営業費用を記載すること。また、その他の事業に係る費用を含む場合にあつても、次の方法に準じて区分すること。

販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費及びその他の費用項目を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じてそれぞれの事業に直課する。なお、原則として、休止設備費、貸付設備費、原子力廃止関連仮勘定償却費及び電力費振替勘定(貸方)については発電事業の費用とし、接続供給託送料のうち発電側託送供給料金に相当する額を発電事業の費用とし、それ以外を小売電気事業の費用として整理する。

直課により難い費用を、原則として次の方法によりそれぞれの事業に整理する。

一般管理費を、2に定める基準により、発電事業及び小売電気事業に配賦する。

販売費を、3に定める基準により、給電設備に係る費用(以下「給電費用」という。)、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)、その他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に配分することにより整理したうえで、給電費用は発電事業に直課、販売需要家費用及び一般販売費用は小売電気事業に直課する。

その他費用のうち直課により難い費用を、4に定める基準により、発電事業及び小売電気事業に配賦する。

2 一般管理費を、発電事業及び小売電気事業に配賦する基準は以下の通りとする。

役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、養成費、諸費 直課された各事業人員数比

修繕費、委託費 各事業業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

補償費 直課された各事業補償費比

賃借料 各事業業務用建物床面積比(建物については、賃借物件に限る。)

損害保険料 直課された各事業損害保険料比

普及開発関係費 各事業費用比又は直課された各事業普及開発関係費比

研究費 直課された研究費比

固定資産税、減価償却費、固定資産除却費 各事業業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件に限る。)

雑税 直課された各事業雑税支出額比

建設分担関連費振替額(貸方) 直課された各事業設備別帳簿原価比

附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 各事業費用比

3 販売費を、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配賦する基準は以下の通りとする。

役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、補償費、損害保険料、養成費、研究費、諸費、雑税、建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 直課された人員数比

修繕費、委託費 業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

賃借料 業務用建物床面積比(建物については、賃借物件に限る。)

貸倒損 直課された貸倒損比

固定資産税、減価償却費、固定資産除却費 業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件に限る。)

4 その他費用のうち直課により難い費用を、発電事業及び小売電気事業に配賦する基準は以下の通りとする。

他社購入電力料 他社購入電力量×揚水動力に相当する量/(自社発電電力量+他社購入電力量)により算出される電力相当額を発電事業、それ以外を小売電気事業に配分

開発費、開発費償却、事業税 2及び3の基準による費用配賦後の各事業営業費用総額比

5 他社購入電力料の配賦を行った場合においては、配分額を算出する際に用いた各電力量(MWh)及び小売電気事業への配賦額に対応する電力量(MWh)を脚注として記載すること。また、他社購入電力料以外の費用について、1~4に定める基準以外の方法により配賦等を行った場合においては、配賦等の方法を脚注として記載すること。なお、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第2項の規定により届け出た基準により配賦を行った場合においては、配賦等の方法の記載に代えて、その旨を記載することができる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。

### (経過措置)

2 第七条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、令和六年四月一日以後開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に終了した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。